

宜 議 第 510号
令和 6年 2月 1日

議 長
呉屋 等 殿

経済建設常任委員会
委員長 知名 康司

委員会審査結果について（報告）

第448回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和 4 年 1 2 月 9 日	令和 4 年 1 2 月 9 日	議案第95号、議案第89号、議案第96号、 議案第77号、議案第78号、陳情第4号
令和 4 年 1 2 月 1 2 日	令和 4 年 1 2 月 1 2 日	議案第83号、議案第94号、議案第93号、 陳情第9号、議案第84号、議案第85号、 議案第86号
令和 4 年 1 2 月 1 3 日	令和 4 年 1 2 月 1 3 日	議案第76号、議案第91号、議案第90号、 議案第92号、議案第77号、議案第78号、 議案第83号、議案第84号、議案第85号、 議案第86号、議案第89号、議案第93号、 議案第94号、議案第95号、議案第96号、 陳情第4号、意見書2号、陳情第6号、陳情第9号
会議日数 3日間		

2. 会議事項

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第76号	令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	令和4年 12月8日	令和4年 12月13日	原案可決
議案第77号	令和4年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)	令和4年 12月8日	令和4年 12月13日	原案可決
議案第78号	令和4年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)	令和4年 12月8日	令和4年 12月13日	原案可決
議案第83号	宜野湾マリン支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	令和4年 12月8日	令和4年 12月13日	原案可決
議案第84号	宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について	令和4年 12月8日	令和4年 12月13日	原案可決
議案第85号	宜野湾市建築計画概要書等の写しの交付に関する条例の制定について	令和4年 12月8日	令和4年 12月13日	原案可決
議案第86号	宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について	令和4年 12月8日	令和4年 12月13日	原案可決
議案第89号	喜友名23号道路整備工事(3工区)請負契約について	令和4年 12月8日	令和4年 12月13日	同意
議案第90号	令和4年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(4工区)請負契約について	令和4年 12月8日	令和4年 12月13日	同意
議案第91号	西普天間橋梁上部工工事請負契約の議決内容の一部変更について	令和4年 12月8日	令和4年 12月13日	同意
議案第92号	令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(3工区)請負契約の議決内容の一部変更について	令和4年 12月8日	令和4年 12月13日	同意
議案第93号	宜野湾ベイサイド情報センターの指定管理者の指定について	令和4年 12月8日	令和4年 12月13日	同意

議案 第94号	宜野湾マリン支援センターの指定管理者の指定について	令和4年 12月8日	令和4年 12月13日	同意
議案 第95号	宜野湾海浜公園等の指定管理者の指定について	令和4年 12月8日	令和4年 12月13日	同意
議案 第96号	市道の認定について	令和4年 12月8日	令和4年 12月13日	原案可決
意見書 第2号	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書	—	令和4年 12月13日	原案可決
陳情 第4号	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情	令和4年 10月6日	令和4年 12月13日	採択
陳情 第6号	喜友名グスク内にあった香炉を宜野湾市の西普天間住宅地区公園緑地等基本計画(案)に示された「喜友名グスクゾーン」内に戻すための合祀祠の設置について	令和4年 10月6日	—	継続 審査
陳情 第9号	インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情	令和4年 12月8日	—	継続 審査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年12月9日（金） 1日目

午前10時03分 開会
午後 2時30分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	知名康司	副委員長	宮城政司
委員	濱元朝晴	委員	又吉亮
委員	下地崇	委員	宮城優
委員	嶺井拓磨		

○欠席委員（0名）

○説明員（14名）

建設部長	多和田 功	施設管理課長	高江洲 強
施設管理課管理係長	照屋 盛充	施設管理課管理担当技査	米須 清隆
道路整備課長	與那嶺 諭	道路整備課道路二係長	照喜名 一史
道路整備課道路管理係長	永山 悟	契約検査課長	伊禮 理子
契約検査課検査担当技幹	中本 益丈	上下水道局長	新垣 勉
総務企画課長	座喜味 睦子	総務企画課経理係長	喜友名 達矢
総務企画課経理担当主査	神田 恭子	業務サービス課業務管理係長	親川 巧

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉 竜希
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第95号 宜野湾海浜公園等の指定管理者の指定について
- (2) 議案第89号 喜友名23号道路整備工事(3工区)請負契約について
- (3) 議案第96号 市道の認定について
- (4) 議案第77号 令和4年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)
- (5) 議案第78号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)
- (6) 陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情

第448回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和4年12月9日（金）第1日目

○知名康司 委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時03分）

【議題】

議案第95号 宜野湾海浜公園等の指定管理者の指定について

○知名康司 委員長 議案第95号 宜野湾海浜公園等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第95号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「説明を得たいです」という者あり）

○知名康司 委員長 それでは、質疑に入る前に、担当課より議案第95号についての説明をお願いいたします。
建設部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 第2期指定管理者の部分なのですが、該当は一緒に、構成の部分で2者というのかな、に分かれています。これは選ぶのは代表のほうで業者を選ぶという形になるのですか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今回の公募については、まず単体の会社でもオーケーです。1社でもオーケーです。その場合は、その1社での公募になります。あと一つは、いわゆるJV、共同企業体ということでの申込みもオーケーにしております。その中で、その団体さんの中で例えば3社なり、4社なりを組みたいと。どうしても我々としては代表者がいないと困りますので、その中で代表者を団体で決めていただいて、それでまた共同企業体の提出という形で出していきますので、今回もそのような形で公募が1団体あったというところがございます。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 気になるのは、市内の業者の中に、東京都の所在地の業者が入っているのがちょっと気になったのです。そこら辺は開示できないといいますか、市としてはどうお考えですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今回の公募の要件として、まず単独の場合は主たる事業者が市内にあること、JVの場合は1社以上が市内に主たる事務所があること、それらを示して公募をしてありまして、市外だからという縛りのほうはございません。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 ちょっと教えてほしいのですけれども、この第3期指定管理者の選定するとき、この指定管理候補者として指名が上がるところでこれは公園を管理する、そういう能力というか、業態があるから候補者に上がるわけなのですけれども、その候補者に上がる企業さんは何社ぐらい市内にあるのでしょうか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 市では、指名をする上で登録制度がございます。そこで登録している業者は、造園関係の業者であって、それは多分6社だったかなと思います。公園についての専門の業者。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 それで、この3期指定管理者を公募をかけると思うのですけれども、そこに管理者として選定するのは、これは入札になるのでしょうか。それとも、手を挙げた業者さんの中から委員会のほうで選定して決めるのでしょうか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今回は、いわゆるプロポーザル方式、提案方式ということで公募をかけております。指名ではなくて、入札ではなくて、今回の業務内容を公表しておりますので、この内容を我々はこういったふうにやりたいのだというような提案をいただいて、その提案をプロポーザルと行って、提案書を説明してもらう。それを委員会のほうで評価をして、今回の場合は1団体になりましたけれども、複数団体、複数社ある場合は、そういった中で点数をつけていって、一番点数の高いところを候補者として選定するというような流れで今回は準備をしているというところでございます。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 それから、もう一点、今の公募で行って、8月の後半から9月の後半で募集のほうをしております。それで、受付としては、同じく8月の後半から9月の後半で質疑書を受付して、まず一次審査のほう、書類の審査をして、二次審査のほうで面談を行っております。以上です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 プロポーザル方式ということなのですけれども、これは例えば点数をつけるといっても管理費用や、内容、技術という形で点数の分配がある程度されていると思うのですけれども、その分配の資料とかは頂くことはできないか。大体どれに重きを置いていて、次にこれに重きを置いて、次にこれに重きを置いてというのが知りたいのですけれども。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 資料の提出ですけど、今回の内容についてですけれども、評価シートのほうがございます。このシートの中で事業計画書に沿った管理が安定して出来ているかと、あと経営状況のほう、あと事業者の公平性や提案をしているか、あと指定管理エリアの設置、目的等理解しているか、あと効率的な施設の維持管理の提案をしているか、そういった基本点の項目で評点をして行っております。整理して提出の方向行きます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。まず、提出していただいた資料、提出ありがとうございます。こちらから確認させていただきたいと思います。

第1期、第2期では3社の応募があつて、今回は1社ということだったのですけれども、第1期と第2期

の指定管理者になれなかった2社というのは同じ会社ですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 1期目は3社の募集があつて、1社が単独、2社がJV、2期目のほうでは3社から提案があり、3団体ともJVでございます。若干の構成の違いはございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 懸念しているのが、これまで10年間実績がある状況での第3期の指定管理者ということで、ほかの団体がもう引き継げないような状況になってしまっていないかなということ懸念しているのですけれども、実際運営していく上でのやり方だったり、ほかの会社、企業が募集できるような状況は用意されていますか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 我々も今回この12月議会に提案をするところを一番の目標にして決定していきます。なぜかという、やはり業者は今おっしゃったように変わることは十分考えられますので、それはまた全然問題ないと考えております。その内容がしっかりしていれば候補者になり得ます。この1月から3月、一定程度、契約が結べるということになれば、そこで引継ぎの期間を含めて、この3か月を当然今の現受託者が業務をしながら、一定程度その内容を引き継いでいくというような期間としても考えておりますので、その他のところが入れないということはないのかなと。あと、応募要領等のなかでも、内容をしっかりとらっていますので、そこに基づいてしっかりと管理ができる、施設管理できるということであれば、全然我々も問題ないので、その形は特に従前から取っているから、そこしか取れないというような形はないのかなというふうに考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。続いてなのですけれども、今回指定管理者として公募、はごろもPMパートナーズさんなのですけれども、構成が2つ、先ほど宮城優委員からもあつたのですけれども。割合というのはどれくらいか分かりますか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 先日資料要求のあつた1期目～3期目の指定管理者の選定状況についてを見て頂きたいのですが3期目の指定管理者、代表のほうが海邦造園、右側の方で構成企業ということで2社、合計3社になっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 聞きたかつたのは、仕事を取るために宜野湾市の小さな会社を頭にして、残りはおつそり県外の企業が取っていくようなことがあつたので、かなりうれしくないのですが、その辺りを懸念しての質問だったのですけれども、具体的な数値でなくても、しっかり宜野湾市内の企業さんが入っていること伺いたいです。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今回3団体ありまして、中身の方が分担されております。有限会社海邦造園については全体の総括で植物の維持管理、施設の管理、株式会社ピーエムエージェンシーが賑わい創出イベント、西海岸リゾートのサービスの提供とビーチの管理運営、あと西部造園株式会社のほう地域共同で各種研修と市産

品の販路拡大等、おのおので分担をして業務のほうは行っていきます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。続いて、最初に提出した資料だったのですけれども、裏面のほうに選定基準の中で④、途中から市が負担する管理運営費を低減させることという基準があります。これに対してどういった提案があって、どれぐらいの低減を見込むか、御説明をお願いします。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今回募集要項の中で市からの上限額のほうを提示しております。この金額のほうは5年間で12億2,100万円でございます。候補者が提出した金額は5年間で12億1,000万円、約1,100万円の減で提案をしていて、それに対して市の負担の軽減になっていると考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今の確認なのですけれども、市から12億円とあって、この業者から12億1,100万円と言ったのですか。そうしたら上がっているというふうに聞こえたので、ごめんなさい。そこをちょっと確認。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 市からの上限の金額が12億2,100万円、提案の金額は12億1,000万円です。1,100万円の減で提案のほうはしております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。これは、1期目、2期目も同じような基準で選定されていますか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 前回のこちらの上限のほう、市のほうは12億4,250万7,000円です。今回うちのほうも上限額は3期目のほうは落として、それに見合った金額で提案のほうもしているのかと考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 あと2点聞きたいのですけれども、イベント等を開催して、そこで収益が発生することがあると思うのですけれども、その収益はどれくらいか、市は把握されていますか。

(「休憩をお願いします」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時22分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時23分)

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 収益の計算のほうはしてございますので、整理して資料の提出のほうをいたします。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。最後の1点ですが、同じ会社が、企業が3期15年、10年やって、これから5年やるということで、長期間やることへの弊害を気にしています。以前一般質問でちょっと申し伝えたのですけれども、自分たちの作業が大変になるから、大変になる前に木を伐採するとかいうことを職員がおっしゃっていた。こういったことがあってはよくないと思っていますので、その辺りというのはこの指定管理の第3期を選んでいく際に何か反映して、チェックといいますか、されてほしかったのですけれど

も、その辺りの御見解を伺います。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 宮城委員からも一般質問等でも取り上げていただいて、その辺の御指摘を受けておりますので、我々もそこは十分反省しております、今回もこの応募者に関しても特に植栽関係の部門というのは一定程度同じ会社が確保していくということになりますので、そこはしっかりとやっていただくと。

先ほどちょっと説明したときに業者が代わる場合、1月から3月、引継ぎも含めていろいろな事務の手続をしていくということだったのですが、今回御提案の候補者が落札をするとなると、一定程度業者と一緒にありますので、逆に1月、3月はしっかりと今までの5年間の整理、必要があれば反省も含めてやっていただいて、それから次の5年間、しっかりと臨めるようにしていただきたいということは当然調整しておりますし、また今回の候補者がそのようなプロポーザルをしていく中でも、いろいろと委員のほうからもそういった御指摘も受けながら、しっかりと管理をしていく。先ほど出ていた自主事業とかも、もっと賑わいのあるような形で、しっかりとやっていただくように、いろいろと御質問、注文もついていますので、そこはしっかりと管理をしていきながらやっていきたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。公園は皆さん大事というか、大好きな場所だと思っています。そこで働いていらっしゃる方は、市民からすると市役所の職員と見えてしまうところもあって、ぜひ働かされている皆さんが少しそういう意識を持っていただくようにお伝えしていただいて、市民の皆さんが楽しく使える場を提供していただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いします。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 まず、この指定管理者の公募の方法、どのように公募を周知したのか、教えてください。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 公募のほうは、ホームページのほうで公募はしております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 過去2回も同じようにホームページの公募なのか、お願いします。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 2期目については、ホームページのほうと新聞のほうで公告しております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、1期目と今回の3期目はホームページのみ、2期目は新聞も入れたという認識でいいのでしょうか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 委員がおっしゃるとおりです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 やっぱり3社から1社になったというのが少し懸念しているところで、周知の仕方はどんなだったのだろうかというところがあったのですけれども、ホームページの掲載のみだった場合、これはいい意味で何社かが競争して、指定管理者が選ばれるというほうが、公益性が確保できるのかなというような感じもするのですけれども、なぜ2期目に新聞でも出しながらも、3期目はまたホームページ掲載だけに至っ

たのかの理由を教えてください。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今回ホームページの掲載のみではあるのですが、実際はホームページで公開して、説明会のほうも行いました。その際にはまだJVの結成はなかったのですが、全体で7社が説明会に参加はしてありました。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 説明会を開催されて、今回の1社、JVの1社、要は3社以外のところもこの説明会には参加されていたということですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 おっしゃるとおりです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 そこにはほかに何社来ていたのか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今回JVを抜いたら3社でございます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。では、次の質疑になるのですけれども、先ほど市のほうでの提案で12億2,100万円、向こうの5年間における市の負担としては12億1,000万円と提示があったということなのですけれども、仮に5年間で超えた場合は罰則規定とかがあったりするのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 市から5年間で払う料金が減額ということになります。リスク分担のほうで契約にないことが生じた場合、そういった場合にまた市からの持ち出しをするのか、検討のほうは行います。罰則等はありません。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 市のほうで5年間で捻出するのは12億1,000万円と決定したという認識でいいのですか、イレギュラー的なものは省いて。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今回こちらが提案した金額、今後また協定書のほうも結びますので、当然これは提案書の金額を参考に協定のほうは結びます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 指定管理の場合、施設改修工事等があった場合、施設改修工事に対して50万円以上の工事費用の3分の2を市が負担するというのがあったのではないかなと思うのですけれども、要綱の中で、50万円以上の工事の場合の3分の2を市のほうで負担する、3分の1は指定管理側、50万円以下の場合には全額指定管理側だったというような認識があるのですけれども、それはありますか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今回募集のほうでは3分の1とかいうのはなくて、50万円以下であれば指定管理者のほうで負担、それ以上であればこちらのほうで負担ということになっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 募集要項の中での話ではなく、指定管理を運営していく中で今後、運営していく中で施設の改修工事があったときに50万円を超えた場合の3分の2を市が負担、50万円以下の場合全額指定管理負担という要綱があったはずなのです。

○知名康司 委員長 管理担当技査。

○施設管理課管理担当技査 又吉委員がおっしゃっている50万円というのは、1期目のときに修繕費ということで定められていたのです。2期目以降からはそこら辺がなくなって、軽微な工事に関しては指定管理のほうが見るということで、今予算のほうで、修繕費ということで指定管理のほうを持っているのですが、その予算の範囲で軽微な工事のほうとかを対応しているという形です。おっしゃる3分の1とか3分の2とかという、割合などというのはいないです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、1期目だけがこの3分の2とかがあるということで、2期目以降に関しては50万円以上は全額、施設の改修工事に関しては市のほうでの負担、50万円以下のほうは指定管理の負担という意識でいいのでしょうか。

○知名康司 委員長 管理担当技査。

○施設管理課管理担当技査 2期目以降から50万円という縛りがなくなって、指定管理の支出の予算があるのですが、その修繕費の中で行っていくというようなことでやっています。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 何かで見られたことがあるので、多分それを確認していると思うのですが、今我々のほうで3分の2とか3分の1とかという数字が出てきませんので、今話しているのは50万円という場合、曖昧さが今回あったので、新たなこれからのまた5年間は一定程度基準を設けよう。そうでないと相手方もやりにくいので、2期目に少し維持修繕費といていたものを、今回50万円の維持修繕費は基本的には指定管理ですよ、それ以上は当然施設側、我々が払う。そこも一応協議をしながら、維持修繕費に係るようなところは一定程度お願いすると、ただ先ほど言ったように施設を造ったりとか改修となると、それはどちらかという指定管理者が持つべきものとしては見にくいはずなので、施設側として持たないといけないので、当然我々がある程度負担する方向性はあるのかなと思うのですが、ただ今3分の1とかという数字は今現在やっていないはずですので、1期目とかにあったかどうかは確認はしますが、今50万円以上とそれ以下という分け方をきれいに今回は基準を定めたところです。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 嘉数高台公園とか海浜公園の改修事業等行っています。大型の事業については市からの持ち出しで、直営で、単費の方はやっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 多分僕の勘違いなのかもしれませんが、指定管理者の中での要綱でそうだと思っていたのですが、50万円の工事の場合は3分の2を市が負担する。50万円以下の場合は指定管理者側で管理するということだったのかなと思って。

なぜその質疑をしたかということ、施設そのものは経年していくではないですか。そこでこの改修工事と

か、事務所改修だったり、施設改修だったりというものが、年を重ねていくにつれてその費用がかさむはずなのだけでも、それはさっき言った12億1,000万円の中のイレギュラー的な、そこの中に入らずイレギュラー的なものになるのか、それとも12億1,000万円の中に含まれるのかというのがちょっと知りたくて。要するに軽微な改修工事も含めて。仮に50万円、50万円という今定めはないのですけれども、大きいものだった場合は市の負担になるので、恐らくそこまではないと思うのですけれども、これだけ経年していたらちょこちょことした工事が重なってきて、1箇所に対しての軽微な工事なのか、結構大きな工事をやるのか、施設のクーラーを設置しなければいけないとか、となりますと確実に上がってきますので、そういった部分も12億1,000万円の中に含まれているのかどうかというのを確認させてください。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今回、市立体育館の改修工事のほうがございます。内容としては委員がおっしゃったように、老朽化に伴った改修工事の内容は電球の取替えだったり、あと床の張り替え、そういったのがございます。事務所のほうは減価していないので、改修のほうはございません。また、大型事業についても、ほぼ市のほうの負担と考えております。12億円の中には通常、予算の運営をするに必要な小さな工事、ああいったのはこの中に含んで…。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 最後にもう一つ。この5年間の中で途中で中間評価されているはずなのですが、恐らく指定管理を受けて3年後に中間評価されているのですけれども、中間評価のときの点数は何点でしょうか。

○知名康司 委員長 管理係長。

○施設管理課管理係長 御質問にお答えします。モニタリングの評価で3年目がこの中間、令和2年度に実施したものを評価しておりますが、そのときの合計点数としては61点になってございます。総合評価としてはCランクになりまして、令和2年度はコロナ感染拡大防止のために各施設とか、そういったものが閉鎖とかを繰り返しておりまして、自主事業等の予定したものができなかったということがございましたので、通常の点数よりは低めの評価となっております。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 Cランクで61点とされているという御答弁だったので、指定管理を選ぶときの点数は1,400点満点中の955点となっているのです。そこと比較したかったので、この61点というのは何点満点の61点なのでしょうか。

○知名康司 委員長 管理係長。

○施設管理課管理係長 すみません。今合計点が何点満点のうちこの点数なのかということなのですが、今資料が手元になくて何点満点なのかがちょっとお答えできないので、すみません。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では何のために中間評価があるかということなのです。指定管理者を選定したときに1,400点満点の基準の中で955点とされていますけれども、恐らく5年前の点数でその点数がつけられているはずなのですが、そのときと中間評価で、その5年の間に中間で評価して何点で、実際に下がっているのか上がっているのかというバロメーターになっていくはずなのです。そのために中間に評価を入れているはずなので、まずこの審査の基準が、選ぶときと評価のときでは恐らく違うはずなのですが、何点

満点の61点なのかが分からないということが、ここでこの評価の正当性というか、ちょっとこちらのほうで審査ができないかなというふうに感じてしまうのです。

これが仮に100点満点とした場合の61点、Cランクなのかなと僕の推測なのですが、そうなった場合に指定管理を選定するときの基準の⑤、選定方法の⑤で60%以上の評価を得られない場合は選定できないというのがあって、61点だった場合、100点満点の61%という考え方であり、単純に。ぎりぎりの評価を得ているというような状況なので、そこがちょっと懸念材料。それから955点に上がったということも、どのような部分が評価されて、恐らくそれを受けた上で955点というのは、恐らく1期目、2期目と同じような会社が入ってきているので、過去の結果と見比べて恐らく955点というのが出ているはずなのです。なので、何点満点なのかがというのがお答えいただければ。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今又吉委員も少しおっしゃいましたけれども、選定する場合の得点の配点、点数というものと、実際評価をしていくというものはもちろん違います。項目も違います。評価をする場合は、当然今回1社だからということではなくて、同一業者が出た場合というのは当然そこも委員としては見ますけれども、やはりこれから5年間こういったことをしていきたい、こういったことをしていくのだということが、今回の選定については当然ウェイトが大きいわけです。ただし、過去のことを反映しないかとなると、当然仮にその他別の団体さんがいるときに、その方々達の過去は分からないわけです。なかなかそこはあまり点数の評価としてなかなか出にくいと思う。ただ、質疑の中とか、そういったところのやり取りの中では、そういった現業者とかということであれば、どうなのかということはお出してくるので、今回も自主事業、確かにコロナ影響もありはしましたけれども、自主事業が少なかったということが、大分委員のほうからも指摘等ございましたので、そういったところが当然点数の中には少しは反映、委員の方としては反映するかもしれないのですが、過去の実績みたいなものが評価として項目に最初から上がっているというものではないので、やはりこれは横並びで、他の業者からするとそこでの配点というのではないわけなので、管理を指定なところからするとですね。ただ、そういった質疑は出ると思います。配点の1,400点のうちの955点とかということと、今やっている業者が毎年やっていく中で、毎年評価をしながら、3回目にはその評価を必要があれば、委員会のほうでも確認して整理をする、お出ししているというものは少し評価が違いますので、そこはちょっと御理解いただきたいと思います。ただ、配点がちょっと分からなかったので失礼しました、すぐ確認させます。先ほど言った、どうしても評価が3年目ぐらいから下がっている傾向は、自主事業とかそういったものがなかなか開催できていないということは、コロナの影響はあるにせよ、何かできないかなというところの我々の指導、反省も含めて、その配点にしているということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今回の議案第95号に宜野湾海浜公園等とありますが、施設運営が市内の公園とかあると思うのです。その施設の一覧表というか、そういうのがもらえるかどうか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 資料整理して提出いたします。

○知名康司 委員長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」という者あり)

○知名康司 委員長 ございませでしたら、議事進行いたします。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の議案第95号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思
います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時47分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時58分)

【議題】

議案第95号 宜野湾海浜公園等の指定管理者の指定について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第95号 宜野湾海浜公園等の指定管理者の指定に
ついてを再び議題といたします。建設部次長。

○建設部次長 先ほど又吉委員からございました中間の評価の点数でございますが、何点満点かというところ
の答弁が確認取れましたので、御報告します。92点満点の数字ということでございます。あわせて、宮城
委員からございました、その配点の中身とかということがございましたので、項目等がございましたので、
嶺井委員の資料と併せて整理をして、お出ししたいと思います。

○知名康司 委員長 それでは、審査中の議案第95号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思
います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時00分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時01分)

【議題】

議案第89号 喜友名23号道路整備工事(3工区)請負契約について

○知名康司 委員長 次に、議案第89号 喜友名23号道路整備工事(3工区)の請負契約についてを議題とい
たします。

お諮りいたします。議案第89号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思
いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。何かございませんか。道路整備課長。

○道路整備課長 今回喜友名23号3工区の請負契約についてですけれども、まず1工区、2工区のほうが既に発注しておりまして、1工区のほうが富士建設と大日土木さんのJVで6億4,000万円で請負契約を行い、工期が令和3年7月1日から令和4年12月末となっていますけれども、米軍との着工会議に時間がちょっとかかりまして、3月まで延ばす予定をしています。今現在の進捗率として約70%の進捗率でございます。

1工区のほうは、58号からボックスカルバートを設置しまして、途中から共用になってくるのですけれども、ボックスの部分が100メートルちょっとぐらいあって、107個のボックス既製品を置くのですけれども、今60個、現場に設置して、58号側から。また、橋台、橋の始まりの橋台というのを造る作業に入っています。橋台を造ってから、ボックスカルバートというのを設置していくような形で今進めています、1工区のほうは。

2工区のほうなのでございますけれども、山内・丸新・沖産のJVで9億5,400万円で請負契約されております。工期のほうは令和4年1月4日より来年の令和5年3月31日までということで、今17%の進捗率となっております。2工区については、全体概要はお分かりですか、図面、資料でお渡ししていると思うのですけれども、これが橋梁の西普天間側で、こっこの橋が58号側で、2工区のほうはこっこの橋台とピア、橋脚というのですけれども、これがP1、P2、P3、P4、P5まであって、この部分と上部工のへた、2スパンが2工区分の工事となっています。進捗率が17%です。

残りの今回の3工区については、2スパンから残りの4スパンの上部工と、あと58号側、こっこのボックスカルバートを並べているのですけれども、橋になるので、この辺さっき言った橋台をやっているのですけれども、ここの地盤との高低差が4メートルぐらいあるので、ここを擁壁とかやって、道路部分の工事と上部工の工事が3工区となっています。それが今の状況です。全体的な延長とかは、資料をお渡ししていると思いますので、その中のほうで確認いただけたらと思いますので、その辺はお願いいたします。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。御説明ありがとうございました。今課長がおっしゃった1工区、2工区で、今回3工区だと思ひのですけれども、全体でこの1、2、3で完結という理解で合っていますか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 そのとおりです。1つのこの工事を3工区に分けて、この喜友名23号の道路整備事業は完了という形になります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。先ほど1工区が、米軍との調整で少し遅れるというような話があったのですけれども、3工区の工事自体は1工区とか2工区の影響を受けたりしますか。それとも独立してやれるものですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 どうしても、これは返還跡地ではなくて共同使用になっていますので、米軍サイドの権限が結構強くて、工事もどういふふうにするという着工会議を1工区、一番最初だったので、かなり時間を要したのです。2工区は、その期間がちょっと短くなって、3工区についてもまたちょっと短くなってくるかなとは思ひはいるのですけれども。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 米軍との調整もあると思うのですけれども、それぞれ多分接続とかしていくはずなので、1、2、3と。最終的には1本につながると。ということは、多分2と3がつながるのですか。2が遅ければ、3の完成にも影響が出るという理解で。それを踏まえたスケジュールになっているという理解で合っていますか。この工期が令和6年3月29日までとなっている。変わる可能性はあるかもしれないのですけれども、それまでには完了させたいという認識で合っていますか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 まず、2工区なのですから、上部工が2スパンありますので、橋台と脚が5つあるのですけれども、まず橋台とこっちの上部工の脚を先にやって、その後引き続きやるような形になってきますので、そんなに遅れはないかなと思っています。次の工事に影響がないような形、次の工事がスムーズに入れるような形で工区分けもしたつもりでありますので。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。1工区、2工区を工事する業者と、今回3工区を工事する業者、重複されている業者があるかどうか。先ほど御説明いただいたと思うので、ないのかなと思ったのですけれども、そこに同じ業者にはさせないみたいな制約とかあれば、ないかもしれないのですけれども、あるかどうか教えていただいてもいいですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 制約はございませんけれども、土木工事で今回大きい工事ということで、市内のA、Bの皆さん、期待していたところなので、1工区を取った会社は次の2工区、3工区にはエントリーできないような条件づけはしました。1工区、2工区を取ったところは3工区には入れないような条件で、受注機会を増やすような形で発注しております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。多くの業者が、宜野湾市内の業者が関わればいいなという思いで聞いたのですけれども、今回の3工区の契約された業者、全て宜野湾市内の業者でうれしいところはあるのですけれども、先ほどの御説明で2工区が一番難しそうな気がしたのですけれども、技術的にもしっかり宜野湾市内の業者、この3業者でしっかり対応できていくという内容になっているのですね。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 この橋梁についても、通常のPC箱桁という標準タイプなのです。特殊工法というのはそんなにないので、市内のAプラスが入っていれば、図面上も対応可能です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。最後に1点、こういった工事はやってみないと分からないというようなことが起きるのか、そういう可能性は十分ありますか。この金額がまたさらに変更になっていく可能性というのは、本来であれば、そういうのは発注の時点でそれなりに精度の高い見積りというのを想定して、それも含めた金額とかになっていて、実際議決されたらそれを変更するというのはあまり好ましくないのかなと思っています。それでも起きるといえるものはあるかもしれないのですけれども、今の時点、今回の発注する時点でどの程度見込まれていますか。もうほぼほぼここに関してはないのか、それともあり得るのか、この辺りの感覚、見解をお伺いします。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 現時点の発注している中では、100%大丈夫だと思っはいます。ただ、現場はやはり入って見ないと見えない部分もございますので、今この見えない部分を全部管理しながら、今の設計額を出しているのですけれども、どうしても見えてこない部分とか、また米軍サイドからの要望とかが出てきた場合はちょっと変更になる可能性もございます。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今宮城委員がおっしゃったように、基本的には設計をして、それに見積りして工事をするわけですけれども、ただ設計調査のときも例えば地中の部分、先ほど言った橋梁を置くときには橋梁の足が来るわけですけれども、そういったところのいわゆる地中の部分というのは、例えばこれを本当にお金をたくさんかけて細かく調査をすれば全部見えるのですけれども、やはりそれは効率悪いですので、何点かの例えばボーリングをすとかということをよくやるのです。そうすると、やっぱりボーリングとか点を打ったところを直接結ぶわけですけれども、ちょうどその1メートル、2メートルの間だけぼこっとへこんでいるとかというのは見えない部分も出てきますので、こうやって地中部分があるとか、そういった場合はどうしても全てを細かく全部調査できればいいのですけれども、そのために相当なお金をかけるよりは、一定程度こういった設計ができるというような範囲の中で設計とか標準で入れますので、そういったところがよく議員の皆さんは変更契約とかが出る場合が多々あり過ぎるのではないかと言うのですけれども、この費用とのバランス、標準のバランスみたいのがありますので、上物が大きい事業はそれほど少ないところが多いのですけれども、地中の部分が多いようなところというのは、どうしてもそういった基準で入れていきますので、その辺の費用対効果を考えるとどうしても出てくると。ただ、それは当然細かく設計を入れても結果同じような工事になる、工事費としては変わってはいかないかもしれないのですが、設計費とか調査費にまたお金がかかりますので、うまく標準どおりにいけば変更はないことになるのですけれども、そういったところの兼ね合いもあって、若干工事系については変更が出てくると。

あと、今回の喜友名23号について、どうしても米軍基地内ですので、基地からの要望というのが今後もこれが立ち上がってくるといろいろ出てくる可能性を考えていますので、そういったところでもしかすると増減というのはあり得るのかなというところは考えております。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 補足ですけれども、1工区についてやっぱり地面を掘って見ないと分からないところがあったので、チューナーガーから湧水、北谷町北前地区に湧水を持っていつている管が出たりして、その補修とか、ちょっとプラスアルファで出ている部分がありました。あと、それと昨今経済状況の物価の上がり具合がすごく大きくて、物価スライド条項といて、契約書のときの単価よりは、実際資材を購入したときの単価が上がっていたり、そういうものの適用があればこの変更増に対応できるというのもありますので。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 1工区と2工区の予定価格、教えてもらえますか。1工区と2工区で分かるものでいいです。契約金額でもいいし、予定価格でもいいですし、最低制限価格でもいいですし、3工区と比較できる数字が欲しいです。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 1工区のほうが当初契約が6億400万円、ちょっと端数は省いていますけれども。2工区のほうが9億5,400万円、100万円単位でちょっと省いています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 発注順は1工区から順にされていますね、1工区、2工区、3工区の順でされているのですが、1工区を発注する段階で業者さんのほうは2工区はこのエリア、3工区はこのエリアというのが分かっているのかどうか、教えてもらえますか。1工区だけしか分からないのか、もしくはその次、2工区というものがある、この部分ですよ、3工区というのはこの部分ですよというのが、1工区を発注段階でもそれが業者のほうには分かっているのかどうかというのを教えてください。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 全体の23号の工事部分というのはお示しして、1工区はこの部分ですよということで、1工区の残り分が2と3に分かれる部分については、ちょっと分からなかったかもしれません。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 ちょっと単純な質問だけでも、結局1工区は業者が2業者、これはこの入札によって企業が何社とかあるのですか。例えば1区では2業者で、3工区は3業者、金額によって企業体の内容を変えているのか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 共同企業体で土木工事一式を発注する場合、おおむね2億円以上を共同企業体とします。構成員については、2ないし3となっています。1工区については6億円ということで、さらに分けることはちょっと細かいかなということで、2工区については9億5,000万円あるので、3JVで、今回の3工区についても10億円超えていますので、3JVという形で設定させてもらっております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 金額が上がれば、もちろん業者が増えるという形で認識でいいわけですね。それは、役所のほうで3企業でお願いしますという、そのように理解してよろしいですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 1工区の最初の現場説明の中で、JVはAがあった場合に、AA、AB、ACでもいいということで、2JVということで縛りを設けて、1工区のほうは発注しました。3工区は同じように3会社で構成ということで条件が決まっております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 請負契約と関係ないのですが、今回の喜友名23号から国道58号の接続は左折だけということを知ったのだけれども、将来的に右折のスペースがあるのかどうか、ちょっとその辺聞かせてもらえます。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 現在私たちが国道等取付け協議した中では、今の左折オンリー、左折でイン、左折でアウト、23号から。中央分離帯については交差点方式にならないということで、ただ、58号のほうはもし拡幅とか入ってくるようでしたら、北谷町の桑江地区あたり50メートル道路になっています。それが宜野湾バイパスまで延びてくる予定もあるみたいなので、その中でどういうふうに扱われるかというものもあるので、その辺は期待をしながら、私たちも見ているところでございます。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第89号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時19分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時24分)

【議題】

議案第96号 市道の認定について

○知名康司 委員長 次に、議案第96号 市道の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第96号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっと基本的なことを教えてください。今回市道認定される道路3つあるのですが、市道認定をされるまで、この道路というのは何道だったのかというところを教えてください。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 議案書73ページのほうに図面がございます。佐真下第二地区区画整理事業の図面と設計図となっております。市道認定になる前は、市街地整備課のほうで工事を進めていて、供用開始できて、道路サイドに引継ぎができる状態になっているということで、うちのほうで市道認定して管理をする形となっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今回この3つとも供用開始がされるタイミングで市道認定されるということですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 あと、長田3丁目のほうなのですが、これは開発行為の道路で、写真を見ても分かると思うのですが、完成しているので、引継ぎできる状態になっているので、市道認定して道路区域を決めて、供用開始のくぎを打って市道認定していきたいなというところで考えているところの箇所となっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この佐真下第二土地区区画整理事業の中で、全て終わっているわけではなくて、今後ほかにも市道認定される予定のところは、もう既に把握されていますか、そういうのが

ありますか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 73ページの佐真下第二地区の図面なのですけれども、ねずみ色で引かれている部分は市道認定を受けて、道路整備課のほうで管理しております。それ以外の白く、道路の形はしているのですが、まだ整備段階なものですから、引継ぎは受けていないで、まだ市道認定はされていないで、これからどんどん工事が進んでいって、道路認定をして引き継いでいくような形になっていきます。これからも出てきます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっと基本的かもしれないのですが、こういった区画整理で造られる道路というのは、区画整理自体は市の事業としてやられているとしたら、出来上がる道路というのは全て市道になるのかなというふうにはちょっと思っているところもあるのですが、ならないところもありますか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今までは、区画整理で行う道路については、歩行者専用道路とかも含めて、全部市道認定しています。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 基礎的なことなのですけれども、市道認定の要件はどんな要件がありますか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 これは、条例のほうにもありますけれども、宜野湾市道路認定基準要綱というのがございます、条例の中に。少しかいつまんで説明させていただきます。道路幅員は原則4メートル以上であること、道路の隅切りがあること、原則として8%以内の道路勾配、坂ですね。ただし、8%を超える場合は12%までは大丈夫ですよということです。あと、道路境界が明確であること。行き止まり道路である場合は、車両が容易に回転できる回転広場があること。ただし、それは4メートル道路で、6メートルの場合は35メートル以内でしたら回転広場もいらなくて、市道認定ができるようになっています。今のが簡単な説明ですが、市道の認定の部分となっています。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 路線名、なぜ真栄原何号とか、長田何号なのでしょう。番号のほうではなく、地名のほうです。

(「休憩してもいいですか」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時31分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時32分)

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 字名は、佐真下と我如古がございますけれども、行政区が真栄原ということで、例えば愛知辺りを神山とかありますけれども、愛知何号とつけています。そういう形で真栄原何号ということで、番

号を続きで足していつているような形となっています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 過去に桃原功議員が本会議場で、喜友名23号の話だったのですけれども、旧安仁屋部落を通るから安仁屋何号にしてくれないかという質疑をされたことがあって、それに対しての答弁が、市道の認定は路線の起点の左側の地名を取ってその市道何号となりますというような答弁があったのです。そうすると、これを見てもと、起点が字佐真下になっていて、恐らく起点の左側の地名も佐真下になるのですけれども、ではなぜ佐真下何号にはならず真栄原何号になるのかなというのを、そのときの答弁との整合性というものを教えていただきたいなと思います。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 西普天間地区については、ずっと軍用地ということで行政区がかぶっていなかったというのもあり、その辺の違いがあるかと思えます。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 いつも同じような質問だけれども、結局図面を見たら幅員6メートルとか、長さを一緒に書けば、どのぐらいのあれかなと分かるのだけれども、何で書いていないのか。何かあるのですか。書いてはいけないとか、道路幅員とか前のときには6メートルとか、距離が書かれていない。書く必要がないから、あったらどのぐらいの長さなのか、写真とか見て分かりやすいかなと。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 議場で議案説明の中では部長のほうが、幅員何メートル、延長何メートルというお話はしているのですけれども、この委員会の中ではそれが見えないということなので、次回からは別資料という形で延長も入れるような形で提出したいと思えます。

○知名康司 委員長 ほかになければ議事進行しますけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の議案第96号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時36分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時37分)

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時37分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第77号 令和4年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）

○知名康司 委員長 議案第77号 令和4年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

お諮りいたします。議案第77号については議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。2ページの債務負担行為に関する調書のところから、まず1つ目の会計システム賃借料についてなのですが、このシステムはいつ導入されているか、何年間継続して使っているのか、お伺ひいたします。今回新規導入ですか。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 お答えいたします。会計システム、これ現行のシステムなのですけれども、上水と下水で導入時期が違っております。まず、下水道事業なのですけれども、構築と、それから保守がありまして、構築は平成28年度なのですけれども、保守に関しましては令和2年3月31日からで、令和5年3月31日までやっています。続きまして、上水道につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までというふうになっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。上下水道、両方聞いてもいいですか。ちょっとごめんなさい。両方答えてくれてありがとうございます。今議題は水道事業だったのですが、今のお答えで幾つかお聞きしたいのですが、下水道のほうだったのですけれども、平成28年度に導入して保守は令和2年からというふうに今おっしゃっていたように聞こえたのですが、その間の保守というのはどういう費用に含まれていたのですか。それとも、通常導入費と保守費は別かなと思ったのです。今の御説明だと、平成28年から令和2年からの保守というふうにおっしゃった間の期間というのは、保守はどういうふうに考えています。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 下水道ですけれども、保守と構築が分かれておりまして、令和元年度から保守は開始されております。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 平成28年度からシステムの構築に入っていて、その構築の期間が平成28年から平成30年までかかっていまして、その構築の最終はテストランとか、そういうのがありましたので、その後からの保守で、本来は平成30年度から、令和元年から始める予定だったのですけれども、少し構築が長引いてしまったので、保守に関しては令和2年度からになっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 平成28年とおっしゃったのは、導入とおっしゃったのですけれども、構築の開始時期で実際システムが使われたのはもっと先で、そのシステムの稼働と同時に保守が始まったというふうな理解で合

っていますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりであります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 先ほどおっしゃった保守が令和2年度からということだったので、そこからスタートしていると思うのですが、この保守の期間というのが同じシステムを利用していると考えて、今回債務負担行為に上がっている令和4年から令和7年というのは、令和2年から令和5年までの3年間で一旦やって、その延長という感じで3年間というふうな見方で合っていますか。それで、今回令和4年度から令和7年度という期間、そういう契約をされている。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 下水道のほうは令和5年3月31日までの保守期間でありまして、水道もそれに合わせて同時に進めるということで今回債務負担に上げまして、本来なら5年の期間を設けるのが通常ではあるのですが、このシステムに関しては、今回システムのライセンスサポートというのですか、それがちょっと切れるものですから、途中で。それで3年という期間を設けております。本来はサポート期間があれば5年取れるのですが、途中で切れるものですから、3年という期間を債務負担行為しております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、この令和7年度以降は5年で想定されているということですか。令和7年度で上水道、下水道のライセンスの開始時期みたいなずれが解消されるというのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 令和7年度までいろいろあるのですが、それ以降また新たなシステムを構築するという考え方をしております。令和8年度からは新システムが稼働するような形で今進めております。サポートが切れるものですから、その間に構築の準備をするという形を努めております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。ちょっと別の質問をさせていただきます。庁舎の清掃業務委託料について、水道事業、下水道事業、それぞれ計上されていると思っているのですが、庁舎1つ、それぞれのフロアを分けて契約されているのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 庁舎自体の所有権というのですか、それは水道事業で所有しております。下水道会計と水道会計は別ですので、下水道は家賃とかも、借料も払わなければいけないということでもありますので、そういった業務委託に関しても下水道会計から水道会計へ支払いすると。これは支払いするのですが、今回の場合は分けて発注することで、下水道は下水道の予算で対応する、水道は水道の予算で対応するという形で、今7対3の割合で計上しております。これについては、水道の職員数と下水道の職員数の割合で案分して予算は計上してあります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。よく分かりました。2階、教育委員会ではないですか。教育委員会の清掃業務というのはまた別か、それとも上下水道局と合わせて対応されていますか。分かれば教えてく

ださい。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 教育委員会の場合は一般会計ですので、別で契約しております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。

3番目のコンビニエンスストア等収納事務委託料についてなのですが、これは何件ぐらいとか数値があれば。その件数が、ほかの支払い方法はどれぐらいあるのか。全体がどれぐらいで、その中でコンビニエンスストアは何件ぐらいかというのが分かれば教えていただきたい。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 現在コンビニエンスストアでの収納業務の件数としては、想定で6万7,400件ぐらいを想定して予算は計上しております。口座振替に関しては令和3年度末で11万1,800件程度の件数です。また、上下水道局の窓口で支払う方もいらっしゃいますので、それは約3,700件程度でございます。あと、金融機関に関しては、金融機関の窓口で9,900件、これは令和3年度末の数字となっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。多分令和3年度に入っていないかもしれないのですが、バーコード支払いを始められましたよね。あれは今のところ、もう既に利用できると思うのですが、利用状況を。ちょっと脱線してしまって申し訳ないのですが、分かれば教えてください。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 スマホ決済に関しては、令和4年2月から試行で始まりまして、本年度4月から本格的に稼働しております。推移としましては、大体4月にはスマホ決済が140件から始まりまして、現在少しずつ増えておりますけれども、3月で224件という形で300件から200件程度です。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第77号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定をいたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時14分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時15分)

【議題】

議案第78号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 次に、議案第78号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題いたします。

お諮りいたします。議案第78号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思っております。

が、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 水道事業と下水道事業の会計システム賃借料は値段が大分違うようなイメージがあるのですけれども、この理由とかは何かありますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 先ほど説明申し上げましたけれども、下水道事業と水道事業の職員数の割合で。

○嶺井拓磨 委員 同じシステムを使っていて、それを人数分で割って賃借料を出していると。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 すみません。システムの導入時期は一緒ですか。構築と運用と保守している期間が違っていた。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 水道と下水道のシステムの構築の時期が違います。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この会計システム賃借料、賃借している相手企業はどういった企業ですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 株式会社OCCさん。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。あと、庁舎の清掃業務はどういった企業ですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 庁舎の清掃業務に関しては株式会社プレンティーさん。

○宮城政司 委員 市内業者。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 浦添市の業者さんです。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今宮城委員から質問があったように、この清掃業者、宜野湾市の業者はない。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この選定方法なのですが、公募型で公募して、何社ができるかという形で公募をしましたところ、4社の業者が入札参加の希望がございました。4社で入札を行ったのですが、予定価格4社ともオーバーしてしまいまして、不調に終わりましたので、一番最低価格だったプレンティーさんと随意契約という形で今回はやっております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 宜野湾市でもあるということで、これは4社ということなのだけれども、期間は何年なのですか。1か年ごとなのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 前は令和2年度末から令和4年度末で2年間、今回は令和4年度、令和5年度は契約だけですので、実際は令和5年4月1日から令和6年度までの2年間。

○知名康司 委員長 ほかに。なければ議事進行してよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第78号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定をいたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時21分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時23分)

【議題】

陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情を議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時23分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時30分)

○知名康司 委員長 審査中の陳情第4号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次回は12月12日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後 2時30分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年12月12日（月） 2日目

午前10時00分 開議

午後 3時22分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	知名 康 司	副委員長	宮 城 政 司
委員	濱 元 朝 晴	委員	又 吉 亮
委員	下 地 崇	委員	宮 城 優
委員	嶺 井 拓 磨		

○欠席委員（0名）

○説明員（9名）

市民経済部 次 長	新 垣 育 子	観光スポーツ課 課 長	外 間 理 子
観光スポーツ課 スポーツ振興係長	宮 城 真 也	産業政策課 課 長	宮 城 恵 美
産業政策課 企業誘致担当主幹	饒 平 名 文 治	産業政策課 商工振興係長	内 間 穂 高
建設部 参 事	嶺 井 辰 也	建築指導課 指 導 係 長	山 城 啓
建築指導課 建築審査係長	安 里 義 弘		

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉 竜希
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第 8 3 号 宜野湾マリン支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第 9 4 号 宜野湾マリン支援センターの指定管理者の指定について
- (3) 議案第 9 3 号 宜野湾ベイサイド情報センターの指定管理者の指定について
- (4) 陳情第 9 号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情
- (5) 議案第 8 4 号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
- (6) 議案第 8 5 号 宜野湾市建築計画概要書等の写しの交付に関する条例の制定について
- (7) 議案第 8 6 号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について
- (8) 陳情第 4 号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情

第448回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和4年12月12日（月）第2日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第83号 宜野湾マリン支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 議案第83号 宜野湾マリン支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第83号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「提案趣旨説明をお願いします」という者あり）

○知名康司 委員長 では、質疑に入る前に、担当課より議案第83号についての説明をお願いいたします。市民経済部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 電力関係は39%上がるというのは新聞報道とかいろんなもので衝撃を受けたのですが、ここに最後の4番に社会情勢の変化、仮によくなった場合というのは、39%から電力会社が15%でいいよみたいな形になったとしたら、これまた改正とかになるのですか。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 あくまでも今回の改正は上限額を定める改正になりますので、その範囲内で利用料金を設定してまいりますので、柔軟に対応させていただきます。もちろん低ければ低く抑えるという形で改正させていただきますので。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 今回の上限額の設定を50%増額で設定しているのですが、これの上限額ではなくて、料金を決める、決定する決裁権はどこにあるのですか。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 こちらのほうは、宜野湾マリン支援センターの設置及び管理に関する条例の18条で定められておまして、利用料金の算定は指定管理者が算定し、市長の承認を得て定めることとする。これを変更しようとするときも、同様とするとありますので、指定管理者の提案を受けて市長の承認が必要になってきますので、過度な設定はないような形でお互い協議してまいりたいと考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。資料で頂きたいのですが、現行の条例で上限設定されてい

るものに対して、今の説明がそれになるかもしれないのですけれども、実際の利用料金というのは見えなくて、もうマックスで設定されているのか。それに対して、今回改定をしたときにこの指定管理者にお話しされているのですか。どれぐらいにしようとしているのかというのを知りたいのです。また、さらに今回上限を50%に上げたときに、指定管理者はそのうちの幾らぐらい、研修室の大だったら1,200円のマックスだから1,000円にしようかと考えているかもしれない。まだ決まっていないかもしれないのですけれども。もし1,000円としたときに、収入がどれぐらい増える見込みで、だからこの電力料の上昇にちゃんと対応できるよねという根拠が知りたいのです。そこまでできないと、ちゃんと計算、それも見積りをしていったら、電力料は39%増になるかもしれないけれども、利用料50%アップでは足りないよという可能性もあるのかなと思っているのです。そこまでしっかり調査した上で条例の変更でないと、意味がないと駄目なので、そこまですらちゃんと考えていらっしゃると思うので、その辺りをもし御見解とか御説明いただければありがたいですし、資料でも頂きたいです。言っていること、伝わっていますか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 現行の料金の資料については、後ほど持ち帰って確認を取って提供したいと思いますが、既に指定管理者等決定されているのかという御質問に関しましては、国の支援と、いろんな事業者に対するものとか市民に対するものというのがこれから発表されるかと思っておりますので、それを見据えて料金については設定を考えていきたいなと思っております。

もう一つ、収入増の見込みなのですけれども、これにつきましてはまだ算定のほうは行っていない状況ですが、ただ50%以上の料金が発生した場合につきましては、市民に対して過度な負担はさせないよう、市として指定管理料の変更とか、そういったものの対応も検討していきたいと考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今回の回答ですと、事前にある程度これぐらいの収入が増えるだろう。その収入が増えることで、今回の電力料の上昇はペイできるだろうというようなところまで検討されていないということですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今回の改定に関しましては、電力供給会社とのアップが、これぐらい上がるといった見込みの下で今設定しているものですので、使用料がどのぐらいの利用があるのか、歳入が見込めるのかというところまでは試算のほうはまだできていない状況です。ただ、やはり先ほど申し上げたとおり、50%以上、これを超えるような電力の価格の上昇が見込んだ場合は、また改めて指定管理者との協議の上決定して、いろいろ調整してまいりたいと考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっと空中戦というか、見えない感じがするのですけれども、料金を上げることで一番懸念しているのは、利用者が減らないかなということなのです。そこのあたりをどう考えているか。料金の設定をできるだけ抑えることで、利用者が減らないようにしたいとはなると思うのですけれども、利用者の声は聞いたことありますか、値上げをしますといったと。もし値上げをするのだったら、ほかの施設で使いますとかいう方もいらっしゃるかもしれない。ある日突然、ある日突然というのはないと思うのですけれども、ある程度周知した上で料金を上げるというふうになったとしても、これだけの値段だったら違うところを利用しようと思う方もいらっしゃるかもしれない中で、ではどういうふうな金額を設定していくかという

と、やっぱり今現在よく利用している方とか、これから利用しようとしている方の声は大事だと思うのですが、その辺りの声というのは今の時点で調査したことありますか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 利用料の考え方につきましては、昨年度手数料の見直し等も行ってきたところなのですが、それに見合う料金の設定というところで全庁的に改正を行ってきております。ただ、マリン支援センターにつきましては民営化も見据えていたものですから、この料金設定については少し先送りした形になっておりまして、今回設定した内容につきましてはその施設の管理とか、電気料金を見据えた形の料金設定となっておりますので、他市町村とかほかの施設とあまり大差がないような形になっていると考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 他市町村との比較もいいのですけれども、利用者からの声というのは。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今回この改定をするといった内容を市民に対する周知というのはまだしておりませんので、そういった声はまだない状況ではございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今回の話を出していなくても、例えばアンケートみたいな感じで、今回この施設に対する満足度みたいなのか、聞いたことがあったら、その中で今回の利用の金額、どう思いますかみたいな感じで聞ける、聞き方としてはあるかなと、そういったヒアリングというか、アンケートもされていないということですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 申し訳ありません。ないです。こういったアンケートの内容はまだ実施してなくて、声のほうもまだ確認は取っていない状況。やっていない状況と、あとそういった声のほうは聞こえていない、確認取れていない状況となっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。最後に1点、電力供給事業者からお願いがあったということで資料に書いてあるのですけれども、これはもう受け入れるしかないということですか、交渉とかというのは。指定管理者がまずそこで話をして、そのときにある程度の、ある程度というか、少しでも交渉というのはされているのか、できるものなのか、そもそももう言いなりという言葉はあれですけれども、できないものなのでしょうか。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 こちらのほう、今現在の指定管理者でありますマレア・クリエイトさんのほうに電力さんの営業の方から、こういった状況になりましてという御説明がありまして、その後市のほうにも御説明を別途していただいて、後日お話をさせていただきました。この件に関しましては、あくまでも民間同士の契約というところもありますので、この契約を受け入れていただけないのであれば、契約更新は控えさせていただきますという御回答ですので、これはもう全体的な、電力さんのほうもこの8年間の経常黒字と同額の経常赤字が今年度1年間で起こっていますので、そこら辺もちょっと考慮していただきたいというお話もありまして、他市の電力事業所も同様な傾向でございますので、今回はもう受け入れをしていく形で市とし

ては考えております。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 先ほどの答弁とかぶるかもしれないのですが、この料金を改定する前の状況で、このまま改正しないでいった場合の損失見込額というのがしゃべっていたと思うのですが、もう一度確認してもよろしいですか。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 資料のほうにも掲載してございますが、288万円の損失が出る形になります。電力の使用量増額。

(「電気代ですね」という者あり)

○観光スポーツ課長 電気代です。これはあくまでも2021年の利用に関してのものなので、もし今後量が増えれば、もっと上がっていく。39%での算出という形になっております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 2021年ということで、もうコロナ禍です。コロナ禍以前の電力使用量と2021年の電力使用量とは何か差があったりはしますか。その使用量に応じて、今後迎えたときにそういう影響、損益、収支のあれがうまくいけるのかという。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 おっしゃるとおり、2021年、コロナ禍におきまして影響を多少なりとも受けておりますので、実際の影響額は2020年度以前であれば、もう少し金額が大きくなるかと思えます。ただ、ちょっと資料のほうで電力さんから頂いた資料でありましたので、2021年の数字を使わせていただいております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 それでは、280万円の金額ではない損益があるかもしれないということなのですが、逆にこの値段を上げたことで、先ほどの宮城政司委員の話とかぶるのですが、黒字に持っていきけるような見込みの金額に一応なっているということでよろしいのでしょうか。電力使用量が、要は過度な支払いがないような、予算に納まる金額で50%アップという結論に至っているということでもよろしいですか。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 再度の説明にはなりますが、上限額を50%上げさせていただく形を取りまして、1月に条例改正させていただいた後に、マリン支援センター指定管理者のほうと調整をさせていただいて、赤字にならないような上限額で料金の設定を今後協議してまいりたいと考えております。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 確認させてください。上限額50%、今の規定の料金から50%アップして、この上限額に指定管理者が設定しても、赤字だった場合は指定管理料で補填していくという考え方でいいのでしょうか。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 あくまでも市民の激変緩和の考え方もありますので、もし電気料金が50%を超えた場合、その分に関しましては市のほうで一部負担を考えておりますので、指定管理者に赤字を全てかぶせるという考え方は今のところ持っておりません。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、仮に上限額を設定したけれども、金額は今から。上限額を設定したけれども、金額をそのまま変えなかった場合288万円の影響額が出ているので、その分が光熱費としては赤字になると、そういう場合は指定管理料から補填されるのですか。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 指定管理者のほうは、事業収入のほうも別途ございますので、事業所のほうがその範囲内で構いませんということで利用料金を設定するのであれば、それは調整できるお話かなと思います。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ということであれば、事業トータル、光熱費だけでなく、指定管理運営していく中でのほかの収益も上げるので、この部分で利用者の方には受益者負担額を減らして、既定の今の料金のままでやったとしても、そこに仮に赤字が出たとしても、ほかに収益があるからその部分で補えるのであれば、大丈夫という考えなのですね。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 そのとおりです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、もう一回さっきの話に戻して、上限額目いっぱい設定した場合に、利用料金を上限額いっぱい設定した場合に、ここで赤字が出た場合の事業トータルでの、指定管理者としての事業トータルでの赤字が出た場合に補填なのか、光熱費分で賄えなかった分を補填なのかというのをどちらか教えてください。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 それに関しては、事業トータルでの補填と考えております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ということは、利用料金だけでなく、指定管理者の営業努力というか、企業努力もそこに重なってくるというわけなのですね。分かりました。では、ちょっと質疑の内容を変えて、今回の提案理由というものが電気料金の価格の高騰によるもので、こういった上限額を定めますということなのですけども、ほかの指定管理者からの同じような要望が来た場合もこれを対応していくということのようなことになるのでしょうか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 ほかの指定管理の件はまだ状況は把握していませんので、ただ利用料金につきましては昨年度見直しを既に行っておりまして、上限額を高く設定している可能性があります。その中の範囲内で受益者負担というところの調整はこれから行えるかなとは思っています。ただ、それ以上の指定管理料に配慮するような、赤字になるような内容になってきますと、また改めて指定管理料と市の負担分など、そういったものは少し協議する必要があるかと思います。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 昨年の段階でほかの指定管理の部分に関してはもう上げてあると。でも、ちょっとこれは内々というか、ここだけのやり取りではないですか。でも、今回の提案理由が電気料の価格の高騰によってこうなっているのであれば、ほかの指定管理者からしても去年上げはしたけれども、電気料が上がると知らな

くてこの状態にしていると。電気料が上がるから、またさらに上げてくれと、上限額をもう少し上げてくれないと困るというようなことも考えられるのですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 この上げ幅の中でそういった話もあり得る話かなとは思っております。ただ、まだ精査等を行っていない状況だと思いますので、これからそういった話も出てくる可能性もございます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ちょっと担当課が違うので、非常に言いにくいというか、聞きにくいことなのですけども、これをやったときに自治会も指定管理ではないですか。自治会も指定管理で、電気料金が上がってとなったときに、自治会のほうからこの補助金額では足りないよという、区民から、自治会員からお金を取れないと、この金額では足りないよということにも影響されるのかなと、どう思いますか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 お話は市民経済部内のことになりますので、その指定管理している建物、市の管理になりますので、それにつきましても少し自治会からの声も聞きながら検討はしていかないといけないかなとは思っています。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 現在の指定管理者の収益も併せて資料で頂きたい。条例で書かれているのがあるではないですか、何を使ったらいいか。それがどれだけ利用されているのかも分かるといいのですけれども。先ほど実際に価格は幾らかというふうにお問い合わせした資料と併せて、もし作りやすければお願いします。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 資料のほうは提供させていただきたいと思います。

○知名康司 委員長 ほかになければ議事進行していきたいと思いますが、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の議案第83号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時32分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時32分)

【議題】

議案94号 宜野湾マリン支援センターの指定管理者の指定について

○知名康司 委員長 次に、議案第94号 宜野湾マリン支援センターの指定管理者の指定についてを議題いたします。

お諮りいたします。議案第94号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「せっかくなので、説明をお願いします」という者あり)

○知名康司 委員長 質疑に入る前に、担当課より議案第94号についての説明をお願いいたします。市民経済部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしく申し上げます。契約額が5年間で8,336万円と出ているのですが、コロナ影響前の契約だったと思うのですけれども、見ると変更契約額、別途協議によるということで、金額はまだ決まっていない。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 今議会、12月議会で一般会計補正予算のほうに債務負担を上げておまして、こちらのほうが令和5年、6年の2年間の返還等を計上させていただいております。その金額、その議決を基に今後契約を変更してまいりたいと、検討して契約額を定めて、変更契約してまいりたいと思いますので、別途協議によるという形になっています。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 補正予算の債務負担行為の中に数字が書かれているということですか。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 2年間で3,500万円の上限額として債務負担行為を設定させていただいております。こちらのほうは上限額ですので、今後市との協議をさせていただいての変更契約になってまいります。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 さっきの電力もこれに加味されて。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 こちらのほうは、債務負担行為額の3,500万円のほうに加味させた形で上限額を設定させていただいております。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。頂いた資料を見ていると、部長が方針を決めていたということで、ちょっと確認なのですけれども、移譲先というのはもう決定されていますか。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 移譲先に関しましては、令和6年度に民営化移管先法人の選定をしていく予定でございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、まだ決まっていないということですね。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 さようでございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、今回延長というふうになっているのですけれども、例えば改めて募集するとかという考えはできますか、条例上というか。すごく延長というのはある意味シンプルなののですけれども、これま

で1期、2期、3期と県内からも募集に対して応募があったわけですが、ある意味チャンスかなというふうにも考えられる。ちょっとこの期間がもしかして5年から7年と短い、ほかのこれまでの2期、3期は5年でいって、今回短いからまた違うかもしれないのですけれども、もしかしたらチャンスと思えた県内業者もいたかもしれないと思うと、延長ではなくて、改めて募集するというやり方ができたかどうか、お伺いします。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 部内においてもそういった話、検討はしておりました。ただ、その後の移譲、もう民営化が決定されている建物ですので、新たな事業者が参入するという事よりも、安定した経営をお願いしたいという、そういった部内での庁内での結果となりまして、もうすぐ来年度に入ると移譲先の選定の準備なども取りかかる必要もありますので、そういったことから今回安定的な運営のためにマレアさんに再度2年間ということで決定しているところです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 念のため、何か分からないのですけれども、例えば事業者Cさんにヒアリングするという、もしここを延長ではなく、指定管理者応募というふうになったら、やりたい気持ちがあったという確認をしたことはありますか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 前回応募したところに関してのサウンディングというのでしょうか、可能かどうかというサウンディングの調査に関しては実施はしていないところです。現状を確認しまして、やはり公募は適さないということで判断いたしましたので、今回も2年間延長していただいて、令和6年度の選考に向けて進めたいと考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この流れだと移譲先は、もうこの1社になるのか、もしくはこの1社を中心としたJV的になるのか分からないのですけれども、県内であったり、市内業者を優先的に移譲先にするようなことを検討されていますか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 市の契約方針にもございますように、市内業者ということで私たちも中小企業の条例などもございますので、そういったもので進めていく次第になってきます。また、選定基準などにつきましても、そういった県内市内の参入できるような内容、仕様等も進めていきたいと考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今回の延長ではなくて、ほかの業者もチャンスがあったらいいなと思った中、延長の中での話なのですけれども、市内業者もやれる、それだけのパワーというか、人的リソースを持った業者がいらっしゃるかどうかというのはある程度目星、分かっていますか。その結果、公募でまた決まっていくと思うのですけれども、公募に参入できそうな市内業者。

(「市内」という者あり)

○宮城政司 委員 市内でなければ県内でも。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 昨年度、マリン協会という組織が立ち上がっております。やはりその中で団体、各個人の団体が1つになって、そういったJ V的なもので組織すれば、そういった事業の内容というのは可能だと考えておりますし、選定基準の中にも施設の管理運営だけではなく、県内外、また国外への周知広報、そして国外、県外からの観光客、インバウンド事業、そういったものも少し大きなビジョンで展開できる事業者として私たちは公募をしていきたいと思っておりますので、市内、県内にそういった力がついたところがありましたら、ぜひ沖縄県のこういったマリン事業と一緒にやっていきたいと思っております。

○知名康司 委員長 ほかに、又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この資料、業務委託内容変更協議書なのですけれども、(第2回)と書いてあるのですけれども、第1回というのはマリン支援センターのもので第1回変更協議があったものなのか、それとも別の件での変更協議というのがあったのかどうか。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 第1回は、令和元年度10月の消費税の増額分のときに第1回の変更協議をさせていただいております。なので、消費税増額、消費税の額が変更になったときの消費税額の増額分を転嫁する形の変更協議になっていますので、内容はマリン支援センター、内容は一緒です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ちょっと宮城政司委員のものとは質疑の内容としては似ているかもしれないのですけれども、議案としては指定管理者の指定についてではないですか。だけれども、こっちに載っている資料というのは業務委託内容変更で協定の期間が平成30年から令和7年に延びるというものではないですか。5年だったものが7年ですよという議案の上程なのか、リスタートで2年間の指定ですよという議案の上程なのか、内容は一緒なののですけれども、5年が7年に延びますという議案の上程なのか、2年間再度延ばします、要はリスタートでの2年間延ばしますという議案の上程なのか、2年間再度延ばします、要はリスタートでの2年間延ばしますという議案の上程なのか、指定管理者の指定であるならば、ここに載せる添付資料というものは、内容変更協議書なのかと感じたのです。要は、指定の選定だったりとか、そういった指定の契約というものがこれにのっかってくるのかなと思ったのですけれども、どうなのですか。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 指定管理者の指定に関しましては、この令和5年から令和7年の2年分を今回上程して上げさせていただいているのですけれども、この指定期間の指定を上げた上で事業者との契約延長という形を取らないといけない、地方自治法244条の2で、指定管理者の指定は5年間で指定を受けているので、新たな2年間の分を上程する必要があるということで調整させていただいております。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 指定管理を指定するときには、地方自治法の244条の中で、ただこの事業者の指定だけではなくて、期間がもし変わった場合もそういった議会の議決が必要ということがございましたので、今回5年から7年に延長することによって議決が必要となってくるということがありまして、今回変更契約の中で期間の変更、事業者はそのままという形の取扱いで上程させていただいております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 上程の仕方として、指定管理者の指定というふうには上げなければならないということなので

すか。私はこれ見ていたら、5年から7年になったという契約変更の上程になるのではないのかなと思ったのですが、そういった上程ではなく、指定管理者の指定という形で上程しなければならないという認識でいいのでしょうか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 これも含めまして、指定管理者の指定ということで地方自治法のほうでうたわれてございますので、その文言を活用いたしまして、今回上程しております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 僕は、また宮城政司委員の質疑の延長になるのですが、市県内事業者さんで頑張ってもらいたいという思いもあるのですが、東京都の事業者さんを選定した、平成30年当時の状況というのはどういう基準で行ったかというのは。

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 平成30年からの指定期間になりますが、公募のほう、指定管理者の候補者選定に関しましては平成29年度に行わせていただいております。その中でこの事業者さん、施設の管理運営だけではなくて、マリン事業所における専門性の高いサービスが可能であるということがポイントで、この事業者に決定させていただいております。特に地域の団体や関連施設との連携、マリン体験事業を下にした県外からの修学旅行生の誘致とか、本市の海と当施設を十分に活用した事業提案が具体的ということもありまして、こちらの事業者さんを選定させていただいている経緯がありますことから、そこだけではなくて、行っている事業提案、実績も含めましてこの事業者ということで選定させていただいた経緯がございます。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 プレゼンが優れていたとか、そういった状況もあったのかなと。これもちょっと重複になるのですが、市内、県内事業者さんでもそういうジョイントしたり、JVやったりとかという話も宮城委員からあったのですが、そのビジョンというか、展開するものを採点する、そういう基準の下で採点方式で決まったのかどうなのかというのを伺いたかったのですが、

○知名康司 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 採点方式で1位を取った事業者を選定させていただいております。

○知名康司 委員長 なければ進行いたします。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の第94号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時54分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時01分)

【議題】

議案第93号 宜野湾ベイサイド情報センターの指定管理者の指定について

○知名康司 委員長 次に、議案第93号 宜野湾ベイサイド情報センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第93号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。これも説明を。

(「お願いします」という者あり)

○知名康司 委員長 質疑に入る前に、担当課より議案第93号についての説明をお願いいたします。市民経済部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 公募の結果なのですけれども、2社とあるのですが、これは宜野湾市内の2社とも。どういふ感じですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 インタラクティブ株式会社は、宜野湾市内の所在でございまして、A社のほうは那覇市の所在となっております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 私もちよこちよここは利用するのですが、今日のは関係ないかもしれません。築20年、また老朽化に伴っていろいろ改善が始まるのかなとは思っているのですが、いかんせん駐車場がすごく少ない気がするのです。僕も10回のうちの3回は帰るといふことがあるので、そういうのが改善されればいいなと思うのです。改善の予定があるので、そこら辺について伺いたいと思っております。

○知名康司 委員長 商工振興係長。

○産業政策課商工振興係長 今現状駐車場不足というのは確かにあるところなのですけれども、向かいのほうに砂利会館の駐車場ですか、あそこにも向かいのほうに駐車場、一般の企業さんの駐車場が、砂利会館の駐車場があるのですけれども、その一画を借りて駐車場を増やしている状況とかもあつたりするので、それも踏まえてまた改善していくという提案もありました。

(「休憩して」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時10分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時11分)

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。頂いた資料から質疑させていただきます。頂いた資料の2ページ目の選定基準のところ、4番の宜野湾ベイサイド情報センターの設置目的というところなのですが、この目的について御説明をお願いします。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 宜野湾ベイサイド情報センターは、本市の情報産業振興施設でありまして、情報技術による産業振興及び技術集積、市民や企業の情報通信技術に関する知識、技術の向上を図ることを目的に建設された建物となっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。その下に5番、①のところ、インキュベーションマネジャーの配置とあるのですが、この5番については必ずしも実施を要するものではないかとあるのですが、今回決まったインタラクティブ株式会社さん、このインキュベーションマネジャーの配置の予定があるという提案だったかどうか、分かりますか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今回選定されましたインタラクティブ株式会社のほうでは、インキュベーションマネジャーの配置が、資格を持った職員の配置がございます。予定が提案の中にございました。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。同じ業者が継続することになるかと思えます。恐らくこれまでもやられていたのかなと思っているのですが、その実績はありますか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今年の10月から、インタラクティブ株式会社となっておりますが、9月までは琉球インタラクティブ株式会社という社名でございました。第1期目のときからの指定管理者として琉球インタラクティブ株式会社が継続して管理を行っているところでございます。実績と申し上げますと……

(「インキュベーションの」という者あり)

○産業政策課長 インキュベーションの実績ということでございますか。

○知名康司 委員長 商工振興係長。

○産業政策課長商工振興係長 前期もインキュベーションマネジャーのほうは設置しておりまして、なかなかコロナ禍という中で相談も少なかったところで、相談は数件あったのですけれども、企業までつながったというのではなかったみたいです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 前期に関して、実績はなかったということ。

○産業政策課長商工振興係長 そうです。相談でとどまっていたという形。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。続いて、5番の⑤です。類似施設の管理運営実績とあるのですが、その次の3ページの選定結果及び投票のところも少し気になったのですけれども、これまでの実績、1期目、2期目の実績をこちらに当てはめてしまうのであれば、既存の企業が通りやすくなる可能性があるのかなということを懸念して、実際に宜野湾ベイサイド情報センター以外の類似施設の管理経験がある、実績があるというふうなことだったのでしょうか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 類似施設の管理の実績ということで、もう一社の次点のA社のほうもそういった実績はございました。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、このインタラクティブ株式会社さんは、ベイサイド情報センター以外で実績があるということですね。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 失礼しました。インタラクティブ株式会社は、こちらの宜野湾市情報センターの管理の実績という形で提出がありました。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 それだと、既存の業者のほうを優先にならないかなという懸念があるという質問ですけれども。

○知名康司 委員長 商工振興係長。

○産業政策課商工振興係長 情報通信施設というのが、宜野湾市だけではなくて那覇市とか浦添市とか宮古島市とか、いろいろな中でそういった情報通信産業の施設の管理であれば同様の関連施設の管理実績ということにカウントされるので、今回先ほど課長からあったA社のほうはそういった別の地域の情報センターの実績があったので、そこで同じ評価という形になっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。続いて、次のページの3ページ目の選定結果のところ、それぞれ2社の総得点等あるのですけれども、こちらを採点した基準というのは、1期目、2期目と同じですか、それとも3期目からまた変わった、そういったものになるのですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 前回のものを参考にしながら、今回修正を加えて新たに行っております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。当時は琉球インタラクティブ株式会社だったかもしれないのですけれども、得点が減っているとかないですか。要は同じ管理者を指定するのであれば、よりよくなっているほしいという期待があるので、聞かせてもらっているのですけれども。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 採点基準の項目を少し内容を変えたりしてございましたので、同様な採点の内容も今回の選定委員の皆さんで点数のつけ方、重点とされるようなところに点数を多めに配分などを行っておりますので、一概に前回の点数との比較というのはできないかなと考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。選定委員会、この資料で出された一番最初のページである、皆さんで基準を今回用に新たに作成、前回のものを参考にしながら策定されたということかと思うのですが、この委員長の方はどういった方か。

○知名康司 委員長 商工振興係長。

○産業政策課商工振興係長 平良教授につきましては、沖縄国際大学の産業情報学科の教授をしている方でございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 690点満点の579点だから、80何%かということで、これは当局としては申し分ないというか、及第という、想定していたよりはいい点になったということですか、それとも予想していたぐらいか、その感触をお伺いします。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 私たちとしましては、得点数という予想という形では考えておりませんでしたけれども、今回委員の皆さんが投票で出された際に各委員の皆様がしっかりと評価をされたという内容がうかがえましたので、それを踏まえた結果で選ばれたというところでは、事務局としては結果としてよかったというふう
に受け止めております。

○知名康司 委員長 ほかに。ちょっと交代。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 先ほど宮城委員からあったように、インキュベーションマネージャーと、またブースもそこにあるのだけれども、これ意味教えてもらえる。インキュベーションマネージャー、何か言葉が英語で分かりにくいなど。

○宮城政司 副委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 宜野湾ベイサイド情報センターのほうでは、2階のほうにインキュベーションブースというものを設けております。こちらは、会員制の施設になっておりまして、大広間になっているのですが、こちらを会社で登録をされて、ミニオフィスのような形で利用できるものです。シェアオフィスというイメージで捉えていただければ結構かと思えます。こちらでパソコンを持ってきて、クーラーのついたリラックスできる環境の中でお仕事をされる方々が個人利用という、会員制でございますので、登録をした上で利用するシェアオフィスというふうになっております。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 ベイサイド情報センターとの関連は。

○宮城政司 副委員長 商工振興係長。

○産業政策課商工振興係長 インキュベーションマネージャーというのが、実際企業を創業する方々にどういった形で事業を展開していけばいいか、資金計画とかどうしていくかというのをアドバイスする方がインキュベーションマネージャーという形になってきます。その方を1人置いていますので、実際起業したい方がその方に相談することによって、自分の会社を立ち上げていくことができるようになっています。この2階にあるインキュベートブースにつきましては、そういった起業する方々向けのスペースとなっております、まずすぐ会社を持ったとしても体力がなかったりもするので、こうしたスペースを活用して、法人登記もできますので、ここに一旦会社を置いてもらって、1人なりでも実際に起業を初めてもらってから、どんどん力をつけていってもらって、場合によっては上の企業が、タイミングさえ合えば上の3階から5階については入居企業が入るスペースとなっているので、実際そこに行かれた方々もいらっしゃるので、こういった形でつないでいければなという施設になっています、情報センター自体が。

○知名康司 委員 有効活用しているのですね。分かりました。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 選定方法というのは、何に基づいて選定方法になっているのでしょうか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 宜野湾市指定管理者制度運用指針というものがございまして、こちらを参考にこれまでもやっているところです。こちらはいくまで指針でございまして、この指針を参考にしながら事務局案を策定しまして、選定委員の皆様の方で最終的に決定しながら行っているところです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今回同じタイミングではごろもPMパートナーズのものも施設管理の部分のもので出てきているので、比較しやすいのですが、なぜ委員の数はこっちが6名で、この議案は6名で、あれは7名だったのかとか、採点方法の仕方が違うのかとか、この前出てきた海浜公園等の指定管理者のものの選定方法にはちゃんと宜野湾市指定管理者制度運用指針抜粋と書かれているのですが、なぜあれは抜粋したもので選定方法にしているのに、これはまた中をちょっとアレンジというか、参考にしているのかという、ちょっと理由が知りたくて。その違いです。同じ指定管理者を選ぶためのものなのに委員の数だったり、選定方法だったりもそうですし、評価の仕方というのも違ってくるので、この辺の違いというのはなぜ違うのかというのを教えてください。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 この指定管理者制度運用指針につきましては、市内全体の施設を想定した指針で、基準を設けているものではございますが、やはりあくまでも建物一つ一つの性質だったり、中身の運用の仕方であったりというのは、施設ごとに大きく違ってまいりますので、目的も含めて。実際に公募を行う際には、その施設ごとの選定委員会が基準を決めまして、行っていくことになっております。ですので、委員の数につきましても、その施設の規模や内容によって専門分野の数が多く必要であれば、委員も多くなるでしょうし、関係部署などが多い場合も人数が増えてくる可能性はございます。ですので、同じ施設の指定管理者を選定する際にも委員の数が違うことは可能性があるものと考えております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 施設の規模によって委員の数、専門性をどれぐらい見ていたほうがいいのかというので、人数が違うというのは分かったのですが、選定基準も委員の方でとおっしゃったのかなと思うのですが、選定基準や選定方法、採点の仕方とかというのは委員の方では決めずに、恐らく担当課の方で決めていると思うのです。さっき選定基準も委員のメンバーでというふうにおっしゃったのですが、ここをちょっと確認させてください。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 指定管理者を選定していく際には、指定管理者選定要綱を策定しまして実施をしております。その要綱の案につきましては、事務局の方が運用指針を基にしながら作成してまいります。最終的な決定は選定委員会の中で決定をしていただきますので、審議を行って要綱はつくられるものとなっております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 確認なのですが、インキュベーションマネージャーについてなのですが、資格を持つ

た人を配置する予定ということで当たっていますか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 そのとおりでございます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 資格というのは、どこが発行している資格なのですか、インキュベーションマネジャーの。何のことを指して言っているのか、教えていただければ。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 私たちの理解は、創業支援を行えるマネジャーの資格ということでの内容でしか把握しておりませんので、その定義などは後ほどまた答えさせていただきたいと思います。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 僕ちょっとネットで調べてみたのですが、JBIAが発行しているものがあるのですが、研修を受けたらマネジャー資格がもらえるだけなのです。なので、そんな薄いやつだったらあまり意味ないのではないかなと。研修を受けるだけで資格がもらえるというものだと、あまり実績がないですし、ただ資格がありますということになるのかなと思うので、そういった中身についても今後改めてもらいたいなというところです。以上です。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 ありがとうございます。今回インキュベーションマネジャーの配置を必須とはしておりません。私たちとしましてはより施設の中で創業の支援を行っていきけるような、例えばそういったインキュベーションマネジャーの配置があれば、そこは加点として見ていきたいということで行ったところでございます。以上です。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 先ほど2階が創業支援の窓口になっているというお話が係長からあったのですが、その創業支援の創業する業態というのは、結構間口というのは広いのでしょうか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 こちらの施設の目的に沿いまして、情報関係の企業となっております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 それ以外の情報通信産業以外の業者さんとか、そういった創業支援は別になるのですか。何でかという、宜野湾市で、創業で検索すると、一番上位でヒットするのでアクセスするのですが、間口についてまで詳しく載っていないので、これ議決と関係ない話かもしれないのですが、そういう情報通信の宜野湾の事業者さんで創業の相談の件数というのは何件ぐらい、これまで具体的に創業に携わられた案件は何件ぐらいあるのですか。

(「インキュベーションで」という者あり)

○下地崇 委員 インキュベーション、情報通信で対応されているということなので、その業種に沿った創業された事業者数。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 これまでの実績ということでございますが、手元に今第2期のまとめしかございませんで、

2期の中では7社10名。

(「5年間で7社10名」という者あり)

○産業政策課長 ちなみにですけれども、この情報関係以外のインキュベーション創業支援の部分につきましては商工会のほうで担っております。

○知名康司 委員長 もしなければ進行してまいりたいと思いますが、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第93号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時36分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時39分)

【議題】

陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情

○知名康司 委員長 次に、陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情を議題といたします。

では、質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行いたいと思いますが、よろしいですか。

(何事かという者あり)

○知名康司 委員長 読み上げなしでよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本件につきましては、当局より制度について聴取いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、当局より制度の説明を聴取した後に質疑を許したいと思います。よろしくお願ひします。産業政策課長。

○産業政策課長 私のほうから、把握している範囲になりますが、説明させていただきます。

今お配りしていますのは、国税庁からのチラシでございますが、事業所の皆様にも税務署の窓口でお配りしているものになります。こちらを見ていただきながら、私の説明を耳で聞いていただいて、このチラシの説明ということではなくて、私たちのほうで整理した制度の説明をさせていただきたいと思ひます。令和5年10月1日から適格請求書等保存方式ということで、このインボイス制度が開始されることになっております。

まず、このインボイス制度とは、今申し上げた適格請求書等保存方式のことを指します。また、インボイスとは、適格請求書のことを指してございまして、請求書に税率や税額などを記載するものになっております。

ただ、今回インボイスの制度の中では請求書に限らず、必要な事項の記載があれば、納品書や領収書、レシートなどもオーケーというふうに聞いております。その制度の狙いとしましては、仕入れ税額の中に消費税8%のものと10%のものが混在しているため、正しい消費税の納税額を算出するために商品ごとの価格と税率が記載された書類を売手から買手へ伝えるものとなっております。適格請求書、このインボイスを発行できますのは、適格請求書発行事業者に限られておりまして、適格請求書発行事業者になるためには登録申請書というものを提出しまして、登録を受ける必要がございます。その登録期間が令和3年10月1日から開始されているところでございます。

このインボイス制度が開始されますと、売手となりますインボイス発行事業者側は、買手であります取引相手からインボイスの交付を求められたときは、交付をしなければなりません。買手側は、仕入れ税額控除の適用を受けるために、取引相手である売手、インボイス発行事業者からインボイスの交付を受けることとなります。これが、国税庁のチラシの裏面のイメージ図の部分に今の説明がございますけれども、買手は交付を受けたインボイスを保存しておく必要がございますし、売手側は交付したインボイスの写しを保存しておく必要まで求められております。

この中で、今回免税事業者についてが陳情の中にも入れられている内容になるかと思っておりますけれども、免税事業者は適格請求書発行事業者の登録を受けるために課税事業者になる必要があるというのが大きな制度のポイントとなっております。免税事業者が課税事業者になったことで、消費税の納税義務が発生するということとなります。

そこで、免税事業者との取引を行っている事業者に対しての負担軽減策も国のほうは考えられておりまして、制度開始から6年間は免税事業者からの課税仕入れについて、仕入れ税額相当額の一定割合を仕入れ税額とみなして控除できる経過措置を設けられているようです。3年間は仕入れ税額相当額の80%控除、4年目から3年間は仕入れ税額相当額の50%が控除できる経過措置となっております。また、課税事業所となる小規模事業者に対する負担軽減ということもニュースに出ておりまして、制度開始から3年間は納税額を取引相手から受け取った消費税の2割に軽減する方針などが出されております。今回のインボイス制度が実施されることで、免税事業者、小規模事業者の皆様には負担というような形でかかってくる部分について軽減策を講じて、国税庁のほうとしては制度をスタートさせていきたいというふうに考えているようでございます。

大きな説明としては以上になります。

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 知っていればいいのですけれども、国のほうでこのインボイス制度を導入したときにどれぐらいの納税額が上がってくると算出されているとか、把握されています。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 そこまでは把握してございません。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、間接的に関わるので、ちょっと聞きたいのですけれども、国からの消費税、国民から取った消費税が財源となって地方に下りてくる歳入の原資になる、消費税が原資となっているものは何がありましたか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 私のほうでは正確には申し上げられない。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 この制度、僕も深く理解しているわけではないのですが、今まで1,000万円以下の事業主とかフリーランスが、今までは消費税を免税されていたということです。それが、このインボイスの番号をもらうことによって取引先、仕入先との兼ね合いで取らざるを得なくなった場合は、この免税というのがなくなって消費税が取られていくという、大ざっぱに言ってそんな感じですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 大まかにはそのような流れになっております。ただ、免税事業者が課税事業になるかどうかを選択になっておりますので、登録をされるかどうか、十分に考えられてされるものと思います。課税事業者になりましたら、消費税の納税の義務が発生するということです。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 なるならないの、多分1,000万円以下の方たちのメリット、デメリットもあるとは思いますが、すけれども、身近なところでは年配者がもう廃業するとかいう声も聞くので、3月で多分登録の期限みたいなのがあります。それから、延長策もあるみたいな、もうちょっとこれを詳しく掘り下げて、市内のフリーランスとか中小企業なんかにも勉強会を開くとかありますか。市内で廃業されれば、市の市税にも結構響いてくと思うので。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 このインボイス制度につきましては、本市としましては国税庁のお知らせなどを周知啓発、ホームページへ掲載しましたり、市報への掲載を行っています。また、国税庁の主催ではございますが、役所内の会議室を貸出し、準備をしまして、事業者向けの説明会を11月に2日間開催しております、延べ40名の参加というふうに伺っております。また、商工会としましては事業者に対する取組としまして、制度の周知広報をはじめ適格請求書発行事業者になるための登録手続についてのサポートを行っている聞いております。また、制度に関するセミナーも今年度2回開催していて、延べ100名余りの参加があったというふうに報告を受けております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。課長の今の御説明で、市からの案内と市報等への掲載とあったのですが、市が関連する対応するものは何かありますか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 それは、事業者向けということによろしいですか。事業者向けでは登録をするための説明とか周知というところにとどめておりますが、宜野湾市も地方公共団体の適格請求書発行事業者となる必要がございます、こちらについては登録手続を行っているところでは。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 例えば納める先が市だったりとか、インボイス制度によって行政的な業務が発生するかどうかという。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 地方公共団体を相手に、取引の相手となっている所からの申出がありましたら、宜野湾市

としましてもインボイスを発行しなければなりませんので、それは各担当部署で行うこととなっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 広報する根拠を伺いたかったのです。市報等で広報していくというのは、市としてはどういった根拠で広報されているのか、伺いたかった。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 こちらは、周知方法としましては、担当窓口としては税務課が行っている部分が大きいのですが、こちらは国税庁より依頼がありまして、やはり適正な納税につなげる必要があるという依頼を受けて、周知方法は考えております。税金は国税の部分ではございますけれども、地方公共団体としても役割を担う必要があるということで考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。先ほど課長がおっしゃった、市と取引のある業者等がインボイス登録企業である必要性というのが出てくるのか。登録されていない業者でも、これまでどおり今後インボイス制度が始まってからも取引が可能ですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 これは、消費税の税控除を受けるための申告が必要の方が取引相手先からインボイスを発行してもらう必要がありますので、宜野湾市と取引相手をしているところでは、その相手方が宜野湾市からインボイスの発行が必要になりますので、宜野湾市の立場としては登録事業者になる必要がある。宜野湾市としては、消費税を収めておりませんので、相手からインボイスを発行してもらう必要はございません。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっと僕も勉強不足のところがあるのですが、例えば市が、業者が何か購入するというのは逆のパターンにならないですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 購入して、その購入した内訳の商品分を宜野湾市が控除の手続きが必要ないので。

○宮城政司 委員 市が何か業者から購入するとき、売手が、売手というのは業者ですが、正確な適用税率や消費税額を伝えるということは、それを伝えるために必要ということは、売手側が登録をして、ちゃんとインボイスを発行できるようにしていなければいけないのかなと理解したのです。ということは、宜野湾市と取引をする相手に対してはこのインボイスを請求するかどうか、必要ですと言うかどうかというふうになってくると思っていて、登録していない業者は取引ができなくなるといふ心配で、その辺はどうなるか伺っています。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 地方公共団体とかでインボイスが発生してくる取引の事例としましては、例えばネーミングライツがございますが、年間の名前の使用料に対して消費税も含めてネーミングライツ事業者から市に納めていただいています。その事業者は、市に対して消費税を納めているので、御自身の会社の申告をする際に市に納めたという税金の分の証明が必要になりますので、その証明を発行する立場が宜野湾市になりまして、それを発行するためには登録事業者になる必要がございますので、そういった立場で公共団体が必要になってございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ネーミングライツの場合は売手、買手が結構分かりづらくて、例えば備品購入とかとなった場合、備品を売るのは業者です。買手が宜野湾市になります。そのときに売手側はインボイス登録している必要がありませんか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 相手先がインボイス制度を登録して、インボイスを発行できる。それを受け取るメリットとしては、税の控除を受けるためなのです。地方公共団体は課税事業者ではありませんので、その申告は必要ございませんので、その取引の中ではインボイスは必要がないという形です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、宜野湾市としてはインボイスを求めないということでもいいですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 取引相手にインボイスは求めないという理解でよろしいかと思えます。ただ、上下水道局は企業局になっておりますので、インボイスの登録、適格請求書発行事業者として登録しておりますし、また上下水道局のほうも恐らく登録はしていると思えます。あちらの取引の内容まではちょっと把握してございませんので、私の答えとしましては一般会計を見ている宜野湾市という立場で答弁しております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今の御回答を基に、宜野湾市が今後取引をするとき、相手にインボイス制度の登録業者である必要があるとかというような条件はつかないということと考えていいですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 私の今の理解の中ではそのように考えておりますが、また庁内の中でも税務課は国税庁の窓口として周知、広報を行っておりますし、企画部の財政課のほうとしては、宜野湾市が登録事業者となるための手続を行う窓口となっておりますので、また両方のほうからもお話も伺ってみて、対応できるようにしておきたいなと思っております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今宜野湾市で教えていただいたのですけれども、国税からといいますか、インボイスを登録された業者、されていない業者を選ばない。すみません。登録しないと駄目ですよというふうになってきていることではないのですね。こちらにもある程度ルールというか、ここにも書いてあるように、別に制度として必ずしもやらなくても、これまでどおりの業務を続けられるという理解でいいですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 市としましては、このインボイス制度が令和5年10月から始まりますので、その周知をしっかり行っていきたいというところと、それに係る各事業者が分からないという部分が、制度について分からない部分がある場合や、それを登録する際の支援が必要という事業者に対しての支援をする立場ということで考えておりますので、そこを求める強制的なものではないというふうに理解しながらやっていますのでございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 宜野湾市として、このインボイス制度の周知は十分できていると思えますか、今の時点で。

もう一回。宜野湾市として、このインボイス制度の周知、市内業者に対して、市報、ホームページ、いろいろやられている、頑張っていると思うのですけれども、十分できていると思いますか、まだまだ足りないと思いますか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 恐らくまだまだかなというふうに考えております。制度開始まではこういった周知も続けていかなければならないというふうに考えております。

○知名康司 委員長 ほかになければ進行してまいりたいと思いますが、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の陳情第9号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後0時02分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後0時04分)

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時05分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第84号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 議案第84号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第84号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「説明して」という者あり)

○知名康司 委員長 質疑に入る前に、担当課より議案第84号についての説明をお願いいたします。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 この長期優良住宅を認定するのは、建築指導課のほうで認定を発行するとか認定するという制度になりますでしょうか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 行政庁のほうで認定します。認定の流れについては、国ではないのですけれども、住宅指定

の評価機関からこういったパンフレットがございましたので、一応15部ほど持ってきているのですが、お配りしてよろしいでしょうか。

今お配りした資料の5ページを見ていただけますでしょうか。5ページの真ん中のほうに生産者及び所有者などのというところで、まずインスペクターというところが調査等をして、真ん中で登録住宅性能評価機関が審査をします。その審査で問題ないということであれば、認定の申請を取って、所管行政庁、ここですね、で認定します。ここの所管行政庁が宜野湾市というふうになります。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。この長期優良住宅、少し詳しく聞きたいのですが、本市で、昨年で認定された既存の建物と新築の建物と、棟数でどれぐらいあるか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○知名康司 委員長 指導係長。

○建築指導課指導係長 去年度が、一戸建ての住宅が6件認定しております。今議員からあった既存のものについては、今から走っていく制度なものですからゼロ件です。増改築についてもゼロ件です。新築で6件、今年度に関しては現時点で9件の一戸建て住宅の新築が出ております。すみません。10件ですね、今年度は今の時点で10件ということです。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 この改定に伴って手数料も変更になるのでしょうか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今回新たに建築行為がないものについて手数料を設定しますので、新設というか。この額については増改築と同じ審査項目等になってきますので、増改築と同じ額となっております。

うちのほうでお配りしたこの資料がありますけれども、この額になっています。現行が、例えばアの部分で現行がゼロ点で、改正後は面積によって額が変わってきますけれども、こういう形で、左側については…

○建築指導課指導係長 表のアというものが、先ほど認定する前に評価機関のほうを活用するかしないかによって手数料が違うというところで、活用すればあと認定作業だけですので、ここでいうと戸建てでいうと2万1,000円、もし本市のほうに評価機関を受けずに申請が出てきた場合は、我々もまた外に評価書を求めないといけないので、その部分を含んだ9万9,000円という形の設定になっております。以上です。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。認定するしないという、建物の性能によって判断があると思うのですが、認定されないという場合でも事前確認をする手数料というのは、払ったものはそのまま払いっぱなしになるという形ですか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 申請するという事は、この審査をしてくれということでの依頼なので、手数料を先に納めていただきます。それで、その中で不適合になったり適合になったりするという形になりますので、審査は生じておりますので、初めにお金をいただいたらお返しすることはしません。最終的には不適合という、または適合という形で認定するかというところで考えております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。分かりました。この既存の、改修を加えなくても優良住宅に認定する運びになるということですが、その基準というか、今までは改修することで優良住宅になっていたのが、どうして手を加えなくても優良住宅として認定ができるという判断基準というのを教えていただけますか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今建築行為があるという部分については、例えば新築であれば新たに面積が増えます。増築であれば、例えば10平米、20平米増えました。これについては建築行為があるということになります。今回の場合については、全く面積の増減がない建物についてこの認定基準で審査をするということなのですが、先ほどお出した4ページのほうを見ていただけますでしょうか。全く手を加えないということではなくて、この4ページの基準を満たさないと認定ができないとなりますので、既存の住宅については相当手を加えないと厳しいかなと考えております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ということは、建築行為はなくても、築30年が基準となってお見受けしたのですが、補修なり、それなりの強度になるように満たした改修は認定が出るには必要だということでの認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 築30年ということではなくて、維持管理の計画が30年ということです。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。今回の条例の改正で建築行為なしの新設というのが新たに加わるということなのですが、長期優良住宅になるとメリットがこちらに書かれている部分があると思う。これ以外にありますか。住宅ローンの金利引下げ、税の特例措置というふうに書いてあって、申請するメリットが何だろうと考えたら、あまりないのだったら申請する必要もないというふうに判断されないかなということもあって、その辺りの御説明を伺いたいです。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 ローンの減税とか、税金の減税というのはこちらに書いてあります。メリットという部分については、これまで造っては壊しという、本当に住宅については20年、30年でぼんぼん壊して、新しいものを造っていたというところでもありますけれども、今回の長期優良住宅については、こちらに書いてあるように省エネ性または耐震性、可変性、バリアフリー、維持更新の容易性ということで、こういうことをすることによって、その建物が30年ではなくて、もっと長く60年、100年と使えるようになって機能するよということなのです。ですので、最初のほうにイニシャルでぼんと出るのでありますが、適正なランニングコストをすれば、この建物は長く使えますよということが申請者の一つのメリットかなと考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 建物をしっかり補修して、長く使えるようになると今参事がおっしゃったものに対して、長期優良住宅認定というのを取ると手数料が低くなるというのは、今回の条例で変わるのには手数料が下がると思いますか……すみません。下がるではないです。手数料を登録されなくても、そういう工事をし長くもたせることができるのかなと思うのです。その工事のローンにかかるお金、金額のローンも金利引下げとかの対象になる。新築時とかだとすぐよく分かるのですが、今回追加になったのは建

築行為なしとかだったりするので、後から、建て終わった後にまた新たにやっていく行為が追加になっているのかなと思って、その場合ローンの引下げとか、どう影響するのかなというところ。

○知名康司 委員長 指導係長。

○建築指導課指導係長 維持管理側のローンがあつて借りまして、これはフラット35であつたりとか、長期計画というのは30年間維持管理していきましょうねという計画書が出てくるのです。その間に係る維持保全、融資の中でいうと維持保全型とかいろんな項目があつて、どれを選ぶかというのは長期優良を活用なさる方が、フラット35だったり、フラット50だったりとか、これは建てる時だけではなくて、維持管理で借り入れするものにも適用されているという認識です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ようやく理解できたかなと思います。ありがとうございます。そうなったときに、この制度を利用したい市民に対して、どういった周知をされたのですか。されていますか。それとも、市民ではなくて業者になるのですか。この辺り、知っていたほうが多分得という言い方はあれなのですが、メリットがあるはずなので、この辺りというのは市民だったり業者、設計業者なのか、改築業者なのかだと思うのですが、市としてはどういうふうな形で周知していくのか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 長期優良住宅については平成20年前半ぐらいからございまして、長期優良住宅については設計者なり、工事者なりが周知されているものと思っております。今回既存の建物で優良なものに関して、手を加えたら優良住宅になるという部分に関して、増築であつたり、建築行為がないものについても認定制度をつくれますよということなので、必要な方々、またはこの建物を長期優良住宅を目指して、長期優良住宅にするということを理解すると言われれば、そこは周知されているものだと考えているのですが、本来沖縄県の中で安心な建物という部分については、長期優良住宅を後からこれの認定を取っても結構難しいかなということを考えています。今長期優良住宅の認定が、先ほど係長から説明があつたように、今年10件ぐらいありますよということではあるのですが、この内容についてはあくまでもパナホームとか規格住宅がほとんど、全て規格住宅で、市でこの認定を取るとするのは相当難しいところであるので、そこは分かっていて聞いてこないのか何なのか、そこは分かりませんが、この制度を活用できるようなところについては周知をきちっとされているというふうに考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、この条例が改正されても、それほど大きな影響はないというか、あまり応募とか申請とかはそんなに変わらないだろうということなのかなと理解しました。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 そのとおりというふうに考えております。でも、最近規格住宅、RCのコストが相当高くなっていますので、木造であつたり、規格住宅で申請する方々増えておりますので、その住宅を少し手を加えて、建築行為がないものを申請するということはあるかもしれないというふうに考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。もう一点、別の観点で、頂いた資料の5ページで、フローといいますが、インスペクターというふうにかかれた、恐らくそうした業者になるのかなと思っているのですけれど

ども、市内でもこういったができる業者というのはあるかどうか、いらっしゃるかどうか、分かりますか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 インスペクターと書いてはいるのですけれども、規則上建築士で、それに精通している建築士なのかなというふうには考えております。どの業者ということではなくて、この長期優良住宅を相当勉強されている建築士の方でないという調査もちょっと難しいのかなと思っています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 すみません。あまり聞き慣れない言葉だったので。これは、いわゆるインスペクションをする方という意味でインスペクターと書いてあるだけであって、実際には建築士の方ができるようなことですか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 建築士全員ができるということではないのですけれども、建築士で長期優良住宅を相当勉強された方というイメージだと思います。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 長期優良住宅既存のメリット、2ページなのですが、住宅ローンの金利引下げ、これは新築に対してだけですか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 この資料については既存住宅のものになるので、書かれているものについては既存住宅のこと、または増改築のこととなっております。

(「それに特化して」という者あり)

○建設部参事 ですから、ここの部分については、今御説明している内容の建物のメリットということで考えていただきたいと思います。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 フラット35と書いてあるのですけれども、これ公庫の商品ですよ、フラット35。金融関係の商品ではないですか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 これについては、各銀行、フラット35を……

(「各銀行持っているんですか」という者あり)

○建設部参事 普通にしていると考えております。公庫だけではない……

(「信託銀行も対応していると」という者あり)

○建設部参事 その認定を、フラット35が使えるか使えないかというところの審査はするとは思いますがけれども、どの銀行もフラット35というものは扱っていると。

○知名康司 委員長 ほかに。分からない部分が多いと思いますけれども、じっくり聞いて理解していただいたら。ほかに。交代。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 規格表の中で、これは60ページ、手数料条例の中の新旧対照表、まず途中に、これは違う。

これはそのまま同じ内容でいっていますから、64ページ。64ページで項の追加部分で出ております。アからイ、クまで、項の改めということがありますけれども、この内容が前の先ほど60ページの一戸建ての住宅新築する場合1万5,000円で、増築または改築する場合に2万1,000円、これが出ておりますが、内容がちょっと難しく、64ページのアでしたら一戸建て住宅の場合2万1,000円ということで、最初の項は増築または改築する場合に2万1,000円ですけれども、64ページを見ましたらこれが一戸建て住宅の場合で2万1,000円、この違いは何か。

○宮城政司 副委員長 建設部参事。

○建設部参事 まず、60ページの新旧対照表の32項についての改正内容についてなのですが、(1)を見比べると線が引かれている部分が抜かれていると思います。この訂正については、この文言がなくても意味が通るだろうということで、先ほど説明した文字を抜いているというところで、語句の改めという形になります。

この内容の32項については、新築の部分を示しているのですが、今回の条例改正とは全く対象としていないところです。64ページについて32の2という部分に関しては、先ほどこの表を見ていただいたと思いますけれども、32項も読んでいて難しい内容を、これを表にするとこういう形になりますよというところで、面積が幾らだったらこの金額というところで整理したものが資料2という部分、今日お渡しした資料になっています。なので、ここの部分については32のアの部分については2万1,000円で、先ほど宜野湾市に認定のみで出す部分については2万1,000円ですよという、こことここは一致すると思います。これを読み解いたのがこの表だというふうに理解していただきたいなと思います。60ページについては語句を改めただけで、金額の改正は行っておりません。

同じく66ページの34項に対しても語句の改めがございます。この部分に対して抜いても意味が通るだろうというところで、ほかの行政庁と見比べた場合、言い回しがダブっているような表現だったので、抜いたということで御理解いただきたいなと思います。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 比較表の中の文言もそうですが、それをまとめたもの、表もそうなのですが、もうちょっと分かりやすく、例えば例を挙げたほうが分かりやすいところもあるのではないかなと思って。現行からは全然違う形で出ているものですから、この辺の細かい説明をやったほうがより分かりやすいのではないかな。何か読んでいるうちに、逆に分かりにくくなっているから、何を意味しているのかがちょっと理解しにくかったものですから。分かりやすく説明ができる内容がいいのではないかなと。よろしいです。今度窓口のほうでその辺を伺いながら、細かい部分は聞いてまいります。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 では、ほかになれば進行してまいります。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第84号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時34分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時42分）

【議題】

議案第85号 宜野湾市建築計画概要書等の写しの交付に関する条例の制定について

○知名康司 委員長 次に、議案第85号 宜野湾市建築計画概要書等の写しの交付に関する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第85号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「お願いします」という者あり）

○知名康司 委員長 質疑に入る前に、担当課より議案第85号についての説明をお願いいたします。建設部参事。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。まず、この建築計画概要書の写しというのは、通常どういった用途で利用されるのか、どういった方が写しをもらいに来るのか、御説明をお願いします。

○知名康司 委員長 指導係長。

○建築指導課指導係長 どのような方が来るかというと、一番多いのは不動産業者の方、宅建業者さん、要は建物の売買だったりとか、そういったところが重要事項説明書として必要な書類として概要書のほうもこういう建物ですよとか、そういったのをまず説明するための資料として求める方が多いかなと。ただ、一番の趣旨としては、市民の方がいらして、自分の家の近くで何か建つようだけれどもという、その情報です。閲覧することがまず可能な書類になっているものですから、そこら辺、あとは我々が指導するときに手続取られていないとか、そういった違反指導をする際にもそういった有無によっては判断材料になるものですから、そこら辺もこの概要書を必要とする方がいるのかなというところ、そういった方がいらっしゃいます。宅建業の方が増えたというのは、平成30年に宅建業法の改正があって、そういった売買をするときには重要事項説明をしっかりとやらさいというのが定められてきたものですから、その点の資料として概要書を求める方が増えたかなという印象です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今回の条例制定のきっかけが、今おっしゃったように宅建法改正が大きいのかなというふうに理解しているのですが、件数はどれぐらい増えたか、その前後で。

○知名康司 委員長 指導係長。

○建築指導課指導係長 平成29年度、この改正前の年は141件ございました。平成30年度改正後は228件、令和3年度、去年度ベースですけれども258件、年々増えてきている、コンスタントに200件以上申請が上がっているような状況です。以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。二度手間になっているものが、1回で済むようになるような条例になるのかなと思って、市民サービスとしてはいいのかなと思う。同じような観点で、今現在例えば総務に開示請求して、その後建築に行つてとかというような、二度手間というのであれば、2回来なければいけないようになっているものは、この建築計画概要書の写し以外にありそうですか。

○知名康司 委員長 指導係長。

○建築指導課指導係長 位置指定申請図というのがありまして、そちらのほうについては開示請求の形、同じようにしていただいているところです。建築計画概要については閲覧制度がありまして、そもそも役所のほうに来れば見られるという書類なものですから、それについては情報開示の形を取らないで、見に来た者にその場でコピーを取ってお渡しするというのがベターかなというところで今回上げさせてもらったのですが、位置指定申請図はまだそこまで閲覧していいという制度もなく、なのでやはりそれは情報としては情報公開の形で現時点ではやるべきものかなと考えているところです。

○知名康司 委員長 ほかに、何かないですか。なければ進めてまいりますけれども、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第85号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時52分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時53分)

【議題】

議案第86号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、議案第86号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第86号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「説明を求めていいですか」という者あり)

○知名康司 委員長 質疑に入る前に、担当課より議案第86号についての説明をお願いいたします。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 では、本件に対する質疑を許します。

(「補足してよろしいでしょうか」という者あり)

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今回の条例改正については、災害時とか、そういったときに応急的に必要な建物、例えば大地震があったときに救護施設だとか、この施設を造るときに3か月で取り壊すのであれば、手続を要らないでほんと造れるのですけれども、造った後に3か月後、この施設をもっと使いたいというときには、そのと

きに建築の許可が必要になってきます。これが85条の2項になるのですけれども、その許可を受けた建物がさらに、本来ならこの2年で、3か月及び2年でその建物について用途が、その後でも壊すか、本設の建物に切り替えないといけないというのが今までの制度でございました。だけれども、これをコロナ禍の中、災害がどんどん長くなっている状況がございますので、これが3か月、2年、その後壊さないといけないという状況にきたので、これをさらに1年、その月にまた収まっていなかったら、またさらに1年という形でどんどん許可をして、仮設の部分について公益上問題なければ1年追加して、許可してあげようということの条文です。

宜野湾市の中で、昨年の11月に沖縄病院のほうでコロナの患者のレントゲン写真、レントゲン室というのですけれども、敷地内に1か所にぽつと造ることがありまして、申請の相談があったということで、11月に許可をしております。これがまだ1年しかたっていないので、まだ2年の期限が来ていないというところで、もし去年の11月から今年の11月、来年の11月に来たときにこの時点でさらに使うということであれば、この時点で今の85条の5項の許可がもう一年使わせてくださいという許可ができるかなというものです。

○知名康司 委員長 すみません。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 今の議案、せっかく説明もしていただいたのですけれども、何か議案第86号に対しては宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例ということで、字句の改めが4件ということであるのですけれども、その内容だけでよろしくないかなと思って。

○宮城政司 副委員長 建設部参事。

○建設部参事 新旧対照表69ページ見ていただけますでしょうか。新たに85条の5項がこの条文の中に入り込んでしまったので、5項だったものが6項に繰り下がる。5項の手数料が6項ということで書き換えないといけないというところが出ています。この手数料の中では、5項、6項があったので、間に5項が入ったことによって6項、7項という形でずれたことによって、今85条については5項、6項が、6項、7項というところで、金額は変わらない、内容も変わらないのですけれども、そういったもの。

87条の3という部分については、85条の5項で許可したものを変更をかける先の項なので、同じく5項と6項というものが1項間に入ったもので、5項が6項、6項が7項とずれ込んでいるということで、今回5項の部分に関しては応急的な仮設というところで、そういった建物については手数料については国としても発生させていないというところで、どこもこの手数料を取っていないというところがありますので、5項の部分の手数料はないのですけれども、それが間に入ったことによってずれ下がった部分については手数料を字句の改めで5が6、6が7と下がることに書き換えないといけないということが今回の改正の内容となっております。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 実際に条例はあるのですね。

○宮城政司 副委員長 建設部参事。

○建設部参事 条例はございます。法が改正されたので、条例にその法が載っているものですから、それを法と合わすために書き換えないといけない、語句の改めをしないといけないというのが今回のものです。手

数料とかそういったものとか、内容的なものは全く変わることはないのですけれども。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今資料を見ているのですけれども、資料の赤枠のところではなく、その下のほうの第87条の3、ここの位置を、ここの部分の建築基準法の部分では左側は以下この条と書いてあるものが、右側は第3項というふうに改正されているのですけれども、この部分は特に宜野湾市のものの条例では改正部分はないということで大丈夫ですか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 これは法律の部分なので、今回条例には法が変わったということで、変更はないと考えておりますけれども。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 これに係るような、要するに宜野湾市の建築基準法の条例もここに係って、条例が今回全文というか、ある程度載っていたら比較もできたかなと思ったのですけれども、建築基準法のこの部分の言葉が変わったことによって、条例も変わることはないですねということです。

○知名康司 委員長 建築審査係長。

○建築指導課建築審査係長 今の御質問にお答えします。

資料のほうで、まず85条、こちらについては通常の新たに建築物を建てたりとか、新築したりしたときに一定期間を建築許可する目的なのですけれども、87条の3についてはもともとある建物の用途をこの期間だけ変更することができるような規定になっています。それもそういった激甚災害であったりとか、応急的な仮設の建物に対して適用できるように、通常この法律もここ最近できた規定ではあるのですけれども、今までの仮設の考え方というのがあくまで建築行為、新築とか増築をしたときでないという仮設を認めないよという規定だったのを、87の3のほうではもともとある建物であっても、用途を一定期間変更して、そういうふうに災害目的の建物として使っていていいですよという規定が盛り込まれています。今回の本市のところでもその部分は変わっていますので、字句の改めとして項がずれる対応をしております。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 新旧対照表の中で、例えば今おっしゃっていた部分に関しては、87条の3の6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合に関する許可、これがもうこの条文をほぼ略してしまっているものですから、法の中でちょっと細かい部分が出てきているかもしれないのですけれども、この条項の許可ですよという部分しか書いていないので、こういった細かいところについてはこの中では、この条項の許可というだけで網羅されているので、若干変わっている部分がありはしますけれども、この条項の許可だけで意味は通るというところで御理解いただきたいなど。

○知名康司 委員長 ほかに。ないですか。なければ進行いたしますけれども。

(「進行で」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第86号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。
休憩いたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後3時10分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後3時15分）

【議題】

陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情を議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後3時15分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後3時21分）

○知名康司 委員長 審査中の陳情第4号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次回は12月13日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

（散会時刻 午後 3時22分）

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和4年12月13日(火) 3日目

午前10時00分 開議

午前11時51分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	知名 康 司	副委員長	宮 城 政 司
委員	濱 元 朝 晴	委員	又 吉 亮
委員	下 地 崇	委員	宮 城 優
委員	嶺 井 拓 磨		

○欠席委員(0名)

○説明員(11名)

建設部長 次	多 和 田 功	市街地整備課長 課	宮 城 政 勝
市街地整備課 市街地整備担当技幹	嶺 井 実 克	市街地整備課 計画係長	桐 澤 秀 明
市街地整備課 計画係主任主事	伊 佐 真 也	市街地整備課 計画係技師	大 城 すず香
市街地整備課 工事一係長	仲 間 淳	市街地整備課 工事二係長	上 原 力
市街地整備課 換地係長	上 江 洲 智	契約検査課長 課	伊 禮 理 子
契約検査課 検査担当技幹	中 本 益 丈		

○参考人(0名)

○議会事務局職員出席者

主 事	又 吉 竜 希
-----	---------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第76号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- (2) 議案第91号 西普天間橋梁上部工工事請負契約の議決内容の一部変更について
- (3) 議案第90号 令和4年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(4工区)請負契約について
- (4) 議案第92号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(3工区)請負契約の議決内容の一部変更について
- (5) 議案第76号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- (6) 議案第77号 令和4年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)
- (7) 議案第78号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)
- (8) 議案第83号 宜野湾マリン支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (9) 議案第84号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
- (10) 議案第85号 宜野湾市建築計画概要書等の写しの交付に関する条例の制定について
- (11) 議案第86号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について
- (12) 議案第89号 喜友名23号道路整備工事(3工区)請負契約について
- (13) 議案第90号 令和4年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(4工区)請負契約について
- (14) 議案第91号 西普天間橋梁上部工工事請負契約の議決内容の一部変更について
- (15) 議案第92号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(3工区)請負契約の議決内容の一部変更について
- (16) 議案第93号 宜野湾ベイサイド情報センターの指定管理者の指定について
- (17) 議案第94号 宜野湾マリン支援センターの指定管理者の指定について
- (18) 議案第95号 宜野湾海浜公園等の指定管理者の指定について
- (19) 議案第96号 市道の認定について
- (20) 陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情
- (21) 意見書第2号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書
- (22) 陳情第6号 喜友名グスク内にあった香炉を宜野湾市の西普天間住宅地区公園緑地等基本計画(案)に示された「喜友名グスクゾーン」内に戻すための合祀祠の設置について
- (23) 陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情

第448回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和4年12月13日（火）第3日目

○知名康司 委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第76号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

○知名康司 委員長 議案第76号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時06分）

○知名康司 委員長 お諮りいたします。議案第76号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「お願いします」という者あり）

○知名康司 委員長 質疑に入る前に担当課より議案第76号についての説明をお願いいたします。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 歳入の4款2項1目の基金繰入金、補正額で93万2,000円減ということで、この93万2,000円の減というのはどういう。改善というか、取組で93万2,000円が減になったのでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 御質問にお答えいたします。基金繰入金93万2,000円の減、この中身に関しましては電線地中化の件となります。この電線地中化に関しては、電力さんとかOCNとか、この電線占有予定者がいらっしゃるのですけれども、この人たちからも一部負担金として取ることができます。この負担金を歳入に入れますので、その分基金繰入金を少なくします、減にしますということなのです。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今ちょうど予算書を見ていらっしゃると思うのですけれども、6ページの基金繰入金は減です。次の7ページでこの負担金が増、同じ額になっていると思うのですけれども、今課長からあったように、占有者のほうから負担金として頂くことが可能となったので、それを事業に充てるということが可能ですので、もともと基金に積んでいるお金から出さずにいけますので、そこでの組替えという形になりますので、総額は当然組替えでゼロになるのですけれども、お金が入ってくるのが、取れることができましたので、

そこで予算として組替えをするというような内容になっています。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。我如古盛英議員が資料要求して出していただいた環境影響評価事後調査業務委託についてお伺いするのですけれども、こちらに書いてある内容で沖縄県環境影響評価条例に基づき、造成工事着手後の環境への影響について事後調査を実施し、評価書時点の予測結果との比較検討を行い、必要に応じ環境保全措置を検討、実施する業務。とあるのですが、これはその調査業務は今どういう状況か分かりますか。事前に恐らく予測をした調査みたいのがあって、それに対して実際の工事を終わったときに評価されるのか、もしくは途中で途中評価みたいのをされるのか、その辺りの流れ等をお聞きします。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 まず、平成30年のほうに評価書ということで、どういった項目をこの西普天間では調査しますという項目をまずつくるわけです。つくった後、工事前に今の状況どうですと、この評価書に基づいてどうなっていますと。工事をやった後どうなっています。もちろんこの工事途中もどうなっていますよという評価の流れになります。工事着手後の調査ということで手続を踏んでおります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この評価書というのは、ここに書いてあるように県の条例に基づいて、あとは実際現場の状況とかを踏まえて項目が決まってくるようなものでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうです。センター、県と調整しながらこの評価書を発行してつくっています。あと、県環境影響評価審査会というのがあります。そういった調査はまた確認させて、どういったふうに対応しますということで持ってきます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。恐らくこれがその項目……これは全て工事が終わった後に最終評価みたいのをして、駄目でしたでは多分駄目だと思うので、途中工事をしながら並行して、もし何かあれば対策を取っていきながら、工事が終わる頃にはこれまたクリアしていく状況に持っていくと理解しているのですが、現段階で何か見つかって、対策をしながら進めているというのはありますか。なければないでいいです。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 いろいろあります。例えばコオロギとか。コオロギ、貴重ですよ。何でコオロギとかになったら、それを例えば取って、ちゃんとしたまた確認をと、そういったのをやります。また、工事の中でネズミが道路でトラックにひかれて死んでいたと。これは、向きによって鳥が殺して持ってきたものか車にひかれてやったものか、そういったものの対応をやります。その話で気をつけてくださいというふうな対応策を考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。念のためというか、この委託業者というのは県内業者ですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 現在のところ県内で、市内業者が今請け負っているところです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 7ページなのですけれども、分担金及び負担金で8款2項1目となっているのではないですか。ちょっと教えていただきたいのですけれども、これ今新設ということでした、新設。当初予算を見ても8款はなかったの、新設を今8款されたのだなと思ったのですけれども、負担金が2目になっているというのは、1目に分担金があるという考えですか。何で負担金。目ではないですね。項です。2項。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 1項が分担金で、2項が負担金ということで。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 これも教えていただきたいのですけれども、項目が残っている場合だったら、8款1項分担金ゼロというふうになるはずなのですから、恐らく項目ないです。今年度の当初予算の中にも、この8款というものはなくて7款までだったので。ということは、今新設で出したということは、そもそもが分担金がないので、1項そのものがないのではないかなと僕自身の認識なのです。こういうふうに新設で出した場合というのは、ゼロであっても分担金を1項として考えて、2項に負担金というような考えになるのでしょうか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 私もちょうと特会の場合の予算のあれは別なのですから、一般会計でもいわゆる決算統計とかというのが財務省がつくられていて、この項は標準的に決められているのです、款項目を。我々が勝手に款項目をつくっているわけではなくて、款項目は財政の標準のあれがありますので。なので、この統計に合わせないといけない。統計とかも全部取りますので。だから、急に我々のほうで、例えば過去は一般会計でもこの項目が国から変わって、ただ昔13節が委託料で15節が工事費というのは決まっているのです、一般会計の中で。ただ、この項目も項が増えたので、今ずれているのです。5～6年前ぐらいから。こういったものは基本的にはもう決められていますので、それでまたいろいろと決算統計とかも取っていきますので、多分特会のもこの8款の分担金、負担金で1項が分担金、負担金というのは決められていますので、分担金でなければ、負担金であればやっぱり2項を使うというような形になると思います。そこが正しいかと。

○知名康司 委員長 ほかに。ありませんでしたら、進行してよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第76号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時22分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時25分)

【議題】

議案第91号 西普天間橋梁上部工工事請負契約の議決内容の一部変更について

○知名康司 委員長 次に、議案第91号 西普天間橋梁上部工工事請負契約の議決内容の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第91号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「説明を」という者あり)

○知名康司 委員長 質疑に入る前に、担当課より議案第91号についての説明をお願いいたします。契約検査課長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 これは、変更になっているのですけれども、安全性を確保するための変更という認識でいいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 前資料要求がありまして、どういったものがあるか、この協議書の内容がありました。その中の2番目、2と書いてある、ケーブルエレクション架設工法について、請負者からの架設計画再検証に伴い採用されたPCT設備工を追加するというのが主な変更になっております。追加が主な変更になっております。これは、空中で作業したりする工法なのです。これを安定させるような工法を追加したということです。本来は、両方からのケーブルで、ケーブルエレクションというのですけれども、PCT設備ということで、下からもワイヤーをつつて、安定させながら作業していくという方法でやりますという。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 作業の安定性で金額が追加されたと。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 安全性と合理性です。やはり安定しないとちゃんと作業できないという。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 これは、作業しているのはどこの団体ですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 主にアーチ部分がございましたよね、こういうふうな弓形になっているところ。あの設置のときに使いました。今の上空からのこのワイヤーはまだ使うということで行っていますが、下からのPCT設備に対しての下ワイヤーについては撤去しているところです。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。頂いた資料から、今と同じなのですが、ケーブルエレクション架設工法について、請負者から架設計画再検証に伴い採用されたPCT設備工追加変更するとあるのですけれども、この工事の請負の発注は、今後のときにこのPCT設備工を最初から組み込んで公募に参加された業者はいませんでしたか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 私たちも設計の段階で、PCT工法というのはある程度分かっていたのです。ただ、設計さんと、あるいはほかの業者さんのお話を聞いて、実はこのPCT工法というのはとてもいい工法ではあ

るけれども、もう30年ほど使ったことないよということがありまして、下からのワイヤーが問題なのです。上からのケーブルはいいのですけれども、下方からのケーブルというのはあまりなくて、では取りあえずはケーブルエレクションということで、上部からのもので一応は入札はしましょうと。皆さん同じ条件で入札しました。その代わり、落札した方とこのPCT工法ができるか、あるいは30年たっていますから、約30年。ほかでまたいい方法があるか、それも含めてケーブルエレクション仮設工法だけで私たち入札した次第です。私たちが予想はしていたのですけれども、これがはっきりできるかどうかというのはちょっと確認できなかった。それで、落札した側とそういったのは調整しましょうということで、その条件で入札しました。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 そうすると、今回の追加、変更というのは、これぐらいの金額というのを含めて想定されていたということですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ある程度は私たちが予想はしておりました。それでもって入札して対応を調整しました。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この入札の結果というのは、一定の金額を超えると議会に付すべきみたいな条例があって、議会にかけていただいていると思うのですけれども、そのときの説明の中で、この変更が予定されていて、調査した結果にもよるとは思うのですけれども、今回2億円近く上昇する可能性があるといった説明というのはあってもいいかなと思うのですけれども、そういうのはされていますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 先ほどお話したように、当該この設備が、PCT施工というのが最適かどうか、ちょっと分からなかったものですから、発注図書には工事契約に再検証するように指示はしていました。その辺は議会にというよりも、私そういうふうに指示しましたという業者さんのほうには指示をしていたのですけれども、議会のほうにはどういう説明をしたか、ちょっと私のほうでは今把握はしておりません。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、今の時点で、これから工事が終わるまでの間で想定される変更で、大がかりになるか分からない、小さいのはたくさんあるかもしれないのですけれども、例えば1億円を超えとかというようなことは何か想定されていますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 やはり大きい工事なものですから、25億円を見込ませていただいて、やはり多少の変更はおっしゃったようにあると思います。今から、恐らく大きなものはないのかなというふうに考えております。ただ、どういったものが出てくるか、ちょっとまだ予想ができないところがあるものですから、例えば土質なんかもそうです。掘ってみないと分からないとか。そういったのはないので、あまり大きいのではないと思うのですが、細かいものは出てくると思います。大きなものはないというふうに思っております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今回追加されたPCT設備工という工事なのですけれども、今回請け負った業者ではなくて別の業者だったら、もっと格安でできた可能性はないですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 PCT設備をできるところというのが、請け負っている業者さんのみなのです。それで、一応は恐らくほかのところではできないか、あるいは特許、そういったものがありますので、この業者が有利だというふうに考えております。ただ、ほかの工法というのはちょっと分からないところがあるのですけれども。下請が、このPCTの特許を持っているところになります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今のお話を伺うと、工事を始める事前にPCT設備工が必要な可能性があるということは把握されていて、この業者しかできない工事だということだったら、そもそも最初の入札自体が適切だったのかなと、言葉がいいか分からないですけれども、出来レースではないですけれども、なってなかったかという心配があるのですけれども。もしほかの業者が受注していた場合に、このPCT設備工の追加というのはいったいできたのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今のお話なのですけれども、まずは先ほどもお話ししましたけれども、まずケーブルエレクション、上方からのワイヤーだけ。あとは、PCTがあるかもしれない。また30年たってもまだやっているかもしれない。あるいは、ほかにまた新しい工法もあるかもしれないということで応募したわけです。ですから、この人たちに決めていたとかではなくして、まずそういったのを検証したということです。そして、落札したところとそういうふうなほかに工法はありますか。この工法でなくてもよかったわけです。それを再検証したということです。それを発注図書のほうに指示しておりました。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。仮定の話なのですけれども、ほかの業者が受注していた場合、PCT設備工ではない別のやり方になったかもしれないという理解はしました。トータルで考えたときに、安くなったかという検証はされますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 入札をするときには、基本的には競争ですので、安いところということで考えております。ですから、どういう工法があるか分からない状態だったものですから、一応はこの入札の時点できちんとかく経済的に競争させて、できるだけ安いところ、安いところというのをあれなのですけれども、競争させて配置しようということでやっていますので、この条件は変わりませんので、公正的と考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 どうしても懸念されるのは、できる限り、今おっしゃった考え方はもちろんだと思っているのですけれども、受注するためにできる限り抑えて、金額を。受注した後にこういう変更をどんどんやれるというふうに業者が思っていないかなという心配があって、その辺りというのは何か対策みたいのはありますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 やはりこれぐらいの規模の橋梁というのは難しいものがありまして、私たちも手探りでいった点はありますけれども、そういうことはあまり考えられないというふうに考えています。というのは、これ全体で25億円ありますよ、変更が1億8,000万円ほどです。約10%というぐらいのものなのです。ですの

で、こうした10%ほどの変更というものは、土木工事で言えば、普通に考えると常時あります。ですから、1億8,000万円のこの金額を見るとそういうふうと思うかもしれませんが、やはり規模からしたらあるのかなど。それは考えられることではないかなというふうに考えています。大体30%ぐらいまではあつたりしますので、追加まで入れると。ですから、10%以下ぐらいですので、適当かなというような感覚はいたします。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 多分今宮城委員がおっしゃっているのは、結構落札をして、何か例えば落札業者からの提案だというような話の中でいろんな工法が変わったりとかして、どんどん、どんどん膨らんだらおかしいということはないですよということも多分含んでいると思うのです。

ただ、今回は先ほどから出ています。今回橋の中でも、こちら例のインジヤーということで、結構環境的にも保全をしないといけないということで、なかなか簡単に橋脚が建てられないという中での工法を選んでいます。さらに安全面を確保するという意味で、それ以上の工法、通常のケーブルエレクションから、今回はPCTに変えているわけですが、そこはやはりそういった技術、その他もあるかもしれないのですが、落札した業者がどういった工法をまた採用できるのかという挑戦をしながら、やりますよというところは最初にうたっていますので、ただこれ以外にほかのもどんどん、どんどん変えるという意味ではなくて、ここの部分については技術の進歩もありますし、いろいろと我々がまだなかなか把握できていような工法もあつたりしますので、そこは実際にこの現場に合うような形も含めて検討させていただくというところで入っていますので、ほかの例えば別の工法だって、ほかの工種のところでどんどん、どんどん変更するとかというのを認めたりとか、そういった内容ではないのです。ただ、先ほど言った、いろんなまた作業の中身によっては増減は当然まだまだこれだけの工事ですので、出てくる可能性はあるのですが、大きな工法の変更というのはここが想定もされていて、そこを今回整理して決めて、その分の増額が1億8,000万余りあるというような内容ということを御理解いただきたいなど。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 教えていただきたいのですが、63ページにある工事内容変更協議書の中で変更されている箇所は、金額と工期もあるのですが、これ議案の中に書かなくても大丈夫なものなのか、教えていただきたいのですが。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 嶺井委員の御質疑にお答えいたします。今回議案の中で工期の変更の部分が入っていないということで御指摘だと思うのですが、議案については主に4項目が定められておりまして、工事の請負金額、契約の相手方、住所、氏名ですとか、それから工事の場所、契約の締結の方法、この4項目が議決事項ということになっておりますので、工期については議決事項の対象外となっておりますので、今回議案としては大きな変更を含めての議案の提案ということにはなっていません。

○知名康司 委員長 ほかになければ進行してまいりたいと思いますが、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第91号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時47分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時50分)

【議題】

議案第90号 令和4年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(4工区)請負契約について

○知名康司 委員長 次に、議案第90号 令和4年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(4工区)請負契約についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第90号については、質疑に入る前に担当課より議案の提案趣旨説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。では、よろしく申し上げます。契約検査課長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 では、本件に対する質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。今回の金額が2億2,667万6,450円ということですが、先ほどと関連するか分からないですけれども、今の時点で工法が変わるとか、何か特別な工事が追加で必要になるだろうといったような想定といたしますか、あるかどうか、教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この現場において、仮設水路が出てくる可能性があります。それとまたもう一つは、今議会でも話が出ましたけれども、クリアゾーンの時期だったということで、許可を得ないとできないものですから、その辺は出てくると予想しております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今御説明いただいた仮設水路とはどういうものか、教えてください。工事に必要なものですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この資料をお持ちですか。このピンクのところなのですけれども、この近くに水路がめぐっているのです。湧き水が出ているのです。水路ということをつくっているのですけれども、やはり工事しますので、この水路を動かさなければいけないということで、その作業が出てくるのかなと思っています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 既存の湧き水を一時的に迂回させると。

○市街地整備課長 そうです。迂回させる感じ。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 あと、先ほどおっしゃったクリアゾーンの工事が追加になる可能性がある。こちらもち

よっと先の話になるのですけれども、費用をこちら市で持つのか、防衛だったので、米軍に。米軍はおかしい。防衛に要請、要望等できそうですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 クリアゾーンに関しましては、私たちの工事の影響で外堀、土工作业、その影響で行います。私たちのほうで負担することになります。

○知名康司 委員長 ほかに。進行してよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第90号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時57分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時06分)

【議題】

議案第92号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(3工区)請負契約の議決内容の一部変更について

○知名康司 委員長 次に、議案第92号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(3工区)請負契約の議決内容の一部変更についてを議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第92号についての説明をお願いいたします。契約検査課長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 先ほどの土木工事とかは、10%以上の設定条件が、誤差が出るというような説明もありましたけれども、これも想定内というか、そういう感じですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この3工区につきましては、主に擁壁工事の追加と岩の破壊、そういったのが出ております。この擁壁の区間の変更、追加なのですけれども、実際ここは下水道があって、この切り回しがもしかしたらできないかもしれないということで、当初抜いてあったのです。しかし、この下水道事業との兼ね合いでできるということになったものですから、追加してやっています。私たちも入れるか入れないか、ぎりぎりだったのです、下水道とも協議しながら。それで抜いて発注して、追加して入れております。

あともう一つ、岩を砕くものなのですけれども、これは我如古議員から議会の資料で提出したものがああります。これも3段目です。その件につきましては、向こうの土工をしたとき、掘削したときは石が出るだろうというふうな予測していたわけです。しかし、どういった石が出るか分からないということで、この岩を砕く作業については計上していなかったのです。しかし、やはり掘削して、する時点でやはりこれは砕かなければいけないと。埋め戻しにも使いますので、それでその変更が出ております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 工事を行って見ないと、隠れている部分が予期せぬことが起こってくるという理解でよろしいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうです。やはり設計で、ある程度ボーリングでデータは出ております。しかし、データといたしましても、例えば端っこ、せいぜい中間とか3点ぐらいで見繕い、それは普通の標準の設計の仕方なものですから、やはり工事しているうちに固い岩が出るとか、そういった層が出たりしたらやはり変わってくる。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。議案書でいうと68ページの工事内容変更協議書第2回、一番下の記事のところから幾つかお伺ひしたいのですけれども、まず言葉の説明をお願ひしたい、ゆいくる材というのはどういったものでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ゆいくる材というのは、県産品で主に路盤材とか、アスファルトとか、県内で廃棄された資材から作るもの、再生するやつ。すみません。言葉足らずで。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。これは、今回の工事でゆいくる材を利用する予定であったのか、工事する途中でこれはゆいくる材として登録できるよねと分かったのか。もし本来そういう設計の時点でゆいくる材を使って工事を進めようという設計であれば、この登録費用、証明の交付に係る費用を追加する部分は最初から見込めたのかなと思うのですけれども、追加された理由というのですか、の説明をお願いします。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ゆいくる材の品質管理証明書の交付にかかる費用ですね、証明書の交付にかかる費用。この交付というのが、この現場では、交付が出たというよりも500万円以上の工事においてゆいくる材を使用する場合はこの証明書が必要なのです。この証明書の金額3万2,600円ということなのです。

最初から分かっていたのではないかというお話に関しては、確かに私たち予想はしていました。ただ、ゆいくる材というのはある時期になったらなくなったりする場合もあるわけです。それで、使えない場合、再生材を使えない場合がある。そういうときもあるものですので、最初は抜いていて、出てきた場合にはそれを使いましょうということだったのです。それで追加にしております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。よく分かりやすい説明でした。ありがとうございました。

続いて、3行目の先ほど御説明があったと思うのですけれども、B-2ブロックの施工を追加するという表現があります。これは、下水管、下水道管の切り回し工事の完了に伴い、追加して工事ができるようになったというふうな御説明だったと思っておりますけれども、当初は恐らくタイミングの問題だったかもしれないのですけれども、対象外だとしたら別でこのB-2ブロックというのは工事をする予定だったということですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今のもう一度、ちょっと分かりにくくて。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この下水道管の工事の進捗具合で、もし既に終わっているとか、最初からB-2ブロックも一緒にこの工事の一環としてやったのではないかなと思っていて、でもその下水道管の工事が終わる時期が見えなかった、もしくはこちらの工事までには終わらないかもしれないということだったので、当初は対象外としていたエリアがあって、B-2ブロック。でも、実際には下水道管の工事というのが想定していたよりも早く済んだので、今回の工事で一緒にやりましょうというふうになって、今回追加したというふうに理解しているのですけれども、とすると一番最初の公募した時点では、B-2ブロックというのは別工事として発注しようと考えていたということ合っていますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 これは、当初いれていなかったというのは、別工事というのをできるだけこの業者にさせたかったのです、連続性、流れからいって。いろんな人を入れるとごちゃごちゃしますので、工事の人です。ですから、1つの業者で。そうしたかったのですけれども、いつになるか分からないということで抜いていただきました。抜いて、できれば残りをさせたいということで、ちょうどタイミングが合ったので、この業者に追加で施工を依頼した次第であります。もちろん期間がすごく食い違ったりした場合は、別発注になったかもしないです。ただ、やはりこういった1つの業者にさせたほうが諸経費も浮いてくるのです。そういったものもあります。ごちゃごちゃしているという状況もあったものですから、私たちははもともとこの業者にはやってほしいなというふうには考えていました。タイミングが合ったということです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。このB-2ブロック以外にも、そういうほかの何かしらの工事との関係で今見合わせているようなところはありますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今から入りますかということ。

○宮城政司 委員 既に分かっている。

○市街地整備課長 3工区に関しましては、この変更協議書の一番上に記載しているものなのですが、他工事との調整により擁壁工を減少するというふうにありますけれども、一番上のほう。この辺につきましては、橋梁、さっきの部分なのですが、この部分を考えていたわけですが、橋梁の擁壁があって、この縦の部分です。しかし、この橋梁が来たものですから、さわれなくなったものですから、その分は減にしています。ですから、当初はそういうふうには減にしたものがありました。そして、この款項を閉めますので、今からはこういったものはもうないです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今課長がおっしゃった部分というのは、これから追加工事になる、それともう既に組み込まれている。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この工事に関しては、これからの発注になります。来年度の予定になると思いますけれ

ども。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そちらに関しては、先ほどおっしゃったB-2ブロックのように連続性とか、同じ業者にやらせたほうがいいのかというものになるのか、もしくは新たに別の業者を発注しても問題ないのかというところまで聞いて。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 タイミング的なものがありますので、これに関しては別に発注してもいいかなど。一緒にしたほうが金額が大きければ大きいほど諸経費は下がっていきますので、やはりタイミング的にも今回はもう閉めて、款項も繰越しでもありますので、もう閉めて来年度のほうに持っていきたいと考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。続いて、別のほうなのですけれども、補強骨、盛土材として区内発生石灰岩を利用するため岩破碎作業を追加するとあるのですけれども、これは当初予定していた作業ではない。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 これは、先ほども宮城優委員から話がありましたけれども、当初……

○宮城政司 委員 当初予定していた作業ではなく、追加になった理由を。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 先ほどもお話ししましたが、掘削で掘ります。当初は、岩があるだろうという予測はしていたのですけれども、どういった岩があるか分からない。それで、通常の掘削で確認したというものです。しかし、やはりこの岩が大きかったものですから、破碎していかないと使えないということです。現場に入って把握したものです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この岩があるかどうか、掘ってみないと分からなかったと思うのですけれども、補強土壁の盛土材としてそもそも必要な石灰岩が必要だったとしたら、別の掘って出てこなかったのだけれども、ほかの業者が購入して持ってきて使うべきというものだと予定していた。それに対してたまたま掘っていたら出てきたから、それを掘削して割って破碎して、それを適用できるねというふうになったのか、どちらですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 もともと東側は石灰岩の砕いたやつがあります。それを使っていくわけです。そういった石灰岩があるわけですから、そこに砕いたやつを利用しようと。だけれども、もちろんほかのところから持ってくるというのも考えられるのですけれども、やはりあるわけですからこれを使おうと。やはりここで砕いて使ったほうが安いということで、安価になっているので、利用しております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今の御説明、うまく理解できているか分からないですけれども、もしそうであれば、あらかじめというか、その石灰岩を破碎して利用というのは想定できたのではないかなと思ったのです。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ある程度はもちろん予想できるのですが、やはりどちらかというと破碎する手間というのが結構高い金額で、もし破碎しなくてもいいとなると減額になったりするわけです。ですが実際減額になった場合、工事業者さんもいますので、どちらかというと、できる限り減額はさせないと、まずその部品を取りに行き、あとにプラスするというふうな考え方で行っております。例の橋の件も近いところがあります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。最後に1点なのですが、下から2つ目、現場の環境改善に努めていくための改善費を追加するということがあるのですが、職員の方、業者の方の環境というのはすごく大事だと思うので、賛同はしたいのですが、何か理由があって環境が悪くなったのかとか、ある程度事務所だったりというのは、どういった環境があったか分からないのですが、なぜ変更。最初からいい環境を用意できていなかったのかなというふうにも思うところがあって、この説明をお願いしていいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今環境を最初からよくするべきだった。それはやはりこの現場では粉じんとか、そういったのが出てきますので、環境改善というのはやっぱり必要なわけです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 改善することはいいことだと思っているのですが、具体的にどういった改善をされたのか、分かりますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 実は、ここに粉じんだとか、濁水とか交通障害対策、交通誘導員というふうにありますけれども、委員の皆様が現場視察でいらした際にバスを洗ったのではないですか。ああいうのを含んでおります。これまでは、2年度まではみんな業者の努力ということで、交通誘導員や、こういった洗車などもみんなを出し合っていたのですが、しかしやはりこれも負担があるだろうということで、各業者にその追加ということで、変更で計上しております。

○知名康司 委員長 ほかに質疑。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第92号につきましては、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時29分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時31分)

【議題】

議案第76号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第77号 令和4年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第78号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第76号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第77号 令和4年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第78号 令和4年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)、以上3件を一括して議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時32分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時32分)

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第76号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第77号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第78号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第83号 宜野湾マリン支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第84号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第85号 宜野湾市建築計画概要書等の写しの交付に関する条例の制定について

議案第86号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第83号 宜野湾マリン支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第84号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について、議案第85号 宜野湾市建築計画概要書等の写しの交付に関する条例の制定について、議案第86号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について、以上4件を一括して議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時34分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時35分)

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本4件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第83号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第84号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第85号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第86号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第89号 喜友名23号道路整備工事(3工区)請負契約について

議案第90号 令和4年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(4工区)請負契約について

議案第91号 西普天間橋梁上部工工事請負契約の議決内容の一部変更について

議案第92号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(3工区)請負契約の議決内容の一部変更について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第89号 喜友名23号道路整備工事(3工区)請負契約について、議案第90号 令和4年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(4工区)請負契約について、議案第91号 西普天間橋梁上部工工事請負契約の議決内容の一部変更について、議案第92号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(3工区)請負契約の議決内容の一部変更について、以上4件を一括して議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時37分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時37分)

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第89号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第90号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第91号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第92号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

議案第93号 宜野湾ベイサイド情報センターの指定管理者の指定について

議案第94号 宜野湾マリン支援センターの指定管理者の指定について

議案第95号 宜野湾海浜公園等の指定管理者の指定について

議案第96号 市道の認定について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第93号 宜野湾ベイサイド情報センターの指定管理者の指定について、議案第94号 宜野湾マリン支援センターの指定管理者の指定について、議案第95号 宜野湾海浜公園等の指定管理者の指定について、議案第96号 市道の認定について、以上4件を一括して議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時39分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時39分)

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第93号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第94号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第95号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第96号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情を議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時41分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時41分)

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより陳情第4号を採決いたします。本件は採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書を議題といたします。

本件につきましては、先ほど採択した陳情第4号に係る意見書となっており、委員長及び事務局で文案を作成いたしましたので、各委員から御意見を伺いたしたいと思います。

まず、件名について御意見がある委員はございますか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 進行いたします。御異議ございませんので、件名については駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書といたしたいと思います。

次に、文案について御意見のある委員はございますか。

(「なし」という者あり)

○知名康司 委員長 なければ、進めてまいります。文案については、原案のとおりといたしたいと思います。

次に、要請方法について御意見のある委員はございますか。

(「なし」という者あり)

○知名康司 委員長 なければ進行して、要請方法については防衛大臣、厚生労働大臣へ郵送することといたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件については、先ほど決定した件名、文案のとおり、本委員会として議長へ提出したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時46分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時50分)

【議題】

陳情第6号 喜友名グスク内にあった香炉を宜野湾市の西普天間住宅地区公園緑地等基本計画(案)に示された「喜友名グスクゾーン」内に戻すための合祀祠の設置について

陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております陳情第6号 喜友名グスク内にあった香炉を宜野湾市の西普天間住宅地区公園緑地等基本計画(案)に示された「喜友名グスクゾーン」内に戻すための合祀祠の設置について、陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情、以上2件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本2件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前11時51分)